

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

册封体制の解体と清末知識人の東アジア認識
——台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して——

研究課題番号 62510196

平成元年度科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書

平成2年3月

研究代表者 西里喜行
(琉球大学教育学部教授)

目 次

は し が き	(1)
第一篇 册封体制の解体と洋務派外交	(3)
第一章 洋務派外交の展開と日清提携路線	(4)
一 日清修好条規体制	
二 台湾事件の衝撃と海防・塞防論争	
三 琉球処分展開と日清提携論	
第二章 琉球分島条約の調印可否論争と亡命琉球人	(32)
一 分島改約案妥結前の論調	
二 向徳宏の泣訴と李鴻章の豹変	
三 分島改約案妥結後の論調	
四 林世功の自刃と分島案の流産	
第二篇 册封体制の解体と清末ジャーナリズム	(71)
第一章 清末ジャーナリズムの東アジア認識	(72)
——台湾・琉球・越南・朝鮮問題をめぐって——	
第二章 清末ジャーナリズムに於ける対外関係記事・論説見出し 一覧及び概要	(119)
I 清国ジャーナリズムに於ける台湾事件関連記事・論説 見出し一覧及び概要	
II 清国ジャーナリズムに於ける琉球問題関連記事・論説 見出し一覧及び概要	
III 清国ジャーナリズムに於ける越南問題関連記事・論説 見出し一覧及び概要	
IV 清国ジャーナリズムに於ける朝鮮問題関連記事・論説 見出し一覧及び概要	

は し が き

研究組織 研究代表者：西 里 喜 行（琉球大学・教育学部・教授）

研究経費 昭和62年度 800千円
昭和63年度 500千円
平成元年度 300千円
計 1600千円

研究発表

(1) 学会誌等：西里喜行「李鴻章と向徳宏（幸地朝常）——琉球分島問題をめぐって——」『琉中歴史関係論文集』1989年3月

西里喜行「台湾事件（1871～1874）と清国ジャーナリズム（資料篇Ⅰ）～（資料篇Ⅳ）」『琉球大学教育学部紀要』第33集～第36集 1988年3月～1990年3月

西里喜行「洋務派外交と亡命琉球人——琉球分島問題再考——」『琉球大学教育学部紀要』第36集～第38集（1989年度～1990年度発表予定）

(2) 口頭発表：西里喜行「李鴻章と向徳宏（幸地朝常）——琉球分島問題をめぐって——」 第二回琉中歴史関係国際会議（1988年10月14日）

研究成果

19世紀の後半、清国を中心とする冊封体制の中に包摂されていた東アジアの諸民族・諸国家は、欧米列強や維新後の明治日本によって、次々に冊封体制から切り離されていくが、冊封体制の解体の過程で、宗主国たる清国の知識人（士大夫）たちの東アジア認識がどのような特質を示し、どのように変容していくのか、という問題を中心に据え、洋務派外交に関わった知識人たちの諸見解を外交史的に再検討するとともに、この時期に叢生した新聞・雑誌の記事・論説を可能な限り収集し分析した。その結果、この時期の清国外交の重要課題となった台湾・琉球・越南・朝鮮問題への対応を通じて、清末の知識人層の間に冊封体制的な対外認識の枠を越えた近代ナショナリズムの「萌芽」が形成され、ジャーナリズムはその形成過程を強力に推進しつつ、外交当局や「民衆」の対外認識を変容させる役割を担ったことを確認した。なお、より詳細な研究成果については、本報告をベースとしながら、『清末ナショナリズムの研究』として集大成する積もりである。

第一編

冊封体制の解体と洋務派外交

第一章 洋務派外交の展開

と日清提携路綫

一、日清修好条規体制

一八六〇年代の清国外交を主導した洋務派は、華夷思想にもとづく宗屬的支配体制が西欧諸國には適用できないことを学びとり、^(一) 欧米列強に対しては近代的な国際法原理を適用するにいたるけれども、アジア諸國との關係においては依然として宗屬支配の原理を貫き、冊封体制を維持するという二元的な外交方針を採った。^(二) もっとも、近世期を通じて冊封体制の圏外にあった日本に対しては、アジアのなかでも特殊な位置を占める國として認識し、警戒と期待の目でもって注目していた。たとえば、すでに一八六四年の時点で李鴻章は、「前者、英・仏の各國は日本を以て外府（植民地）と為し肆に誅求せんと意う。日本の君臣、発憤して雄たらんとし、宗室及び大臣の子弟の秀れたる者を選抜し、西國の製器廠に往きて各芸を師習せしむ。：夫れ今の日本は即ち明の倭寇なり。西國を距つこと遠く、中國を距つこと近し。我、もって自立することあらば、將に我に附麗して西人の長短を窺伺せんとし、我、以て自強する無くんば、將に彼（西欧）に効尤し、西人の利藪を分たんとす」と指摘し、日本を「倭寇」の後裔として警戒するとともに、「近代化」の志向に注目しつつ、日本が西洋に

付くか清国に付くかは清国の自強如何にかかっていると強調している。

明治政府成立直後の一八六七年十二月の時点で、江蘇布政使の丁日昌も一方では、「日本は西人と通商するの後より、立ちに自強せんと意い、士卒を訓練し、並びに（製造）局を設け船礮を精造しつありと指摘して、日本の「自強」に注目するとともに、他方では「夫れ今の日本は即ち明の倭寇なり、陰柔にして遠謀あり」と警戒するだけでなく、西洋が清国の弱みにつけこんで日清離間を策し「坐して漁人の益を取める」ことにも警戒の目を向け、日本をはじめ高麗・暹羅・安南・緬甸の諸国と聯絡をとりアジア集団安全保障体制を強化すべしと提案^(四)している。ここでは、日本をも宗属支配の原理にもとづく册封体制内に組み込み、反西洋・アジア連合を形成しようとする構想が提起されていることに注目すべきであろう。

清国の日本との「聯絡」は一八七〇年代に入るとともに具体化する。成立まもない明治政府は朝鮮に対する名分論上の優位を確保する必要から、日清対等条約の締結を企^(五)し、その下準備のために柳原前光を清国へ派遣した。柳原は一八七〇年九月三十日に天津に至り^(六)、翌日、署三口通商大臣と面談して条約締結交渉の件を申し入れるとともに、李鴻章とも面談している。その際、柳原は「英・仏・米の諸国は強いてわが国に通商を偪り、わが国の君民はその欺負を受けたれば、心に不服を懐くも、力独り抗し難く、允すべき者においては之に応じ、その允すべからざる者は之を拒むと雖も、惟だ思うに、わが国は中国と最も隣近たれば、宜しくまず通好して以て同心協力すべし。擬して貴衙門の示

下るを俟ちて再び進止せんとす^(七)と述べ、歐米に不平等条約を押し付けられている日清兩國の「同心協力」を李鴻章に訴えている。

柳原の条約締結申し入れを契機に、清国内では賛否両論が対立した。条約締結反対論の代表は安徽巡撫の英翰であった。清国が天津教案に苦しんでいる時期に便乗して日本は条約締結を要求してきたと考える英翰は、一八七〇年十二月十八日の上奏において、「日本は向來、臣服朝貢の國たれば、英仏各國の如く曾て經に条約を明定する者の比にはあらず^(八)。今、我の隙に乗じて忽ち來りて嘗試せんとす。その心、實に問うべからず^(八)」と不信感を顯し、条約締結の要請を拒絶すべしと提案している。

条約締結賛成論を代表する李鴻章は、柳原との会談の後、總理衙門へ書簡を送り、「日本は蘇浙を距つこと僅かに三日の程にして、中華の文字に精通し、その兵甲は東島の各國に較ぶれば差や強し」と指摘しつつ、「正に連合して外援と為し、西人をして倚りて外府と為さしむることなかるべし^(九)」と提案している。続いて一八七一年二月二十一日の上奏においても、李鴻章は柳原の「同心協力」・日清提携論を引用し、「無論、是れ真心にはあらず」と看破しながらも、「立言、また体を得たるに似たり」と認め、「之（日本）を籠絡すれば或は我が用と為らん。之を拒絶すれば必ず我が仇と為らん」との観点から、日本を敵にまわすことなく同盟國として利用するためにも条約を締結すべしと力説^(一〇)している。

李鴻章とともに洋務派のリーダーたる曾國藩もまた、日本は「我と素より隣

邦と称し、廻に朝鮮・琉球・越南の臣属の国の比すべきには非ず」と認めつつ、「日本は自ら翫りて強大の邦、同文の国と為す。若し泰西諸国の例を以て之を待遇せざれば、彼まさに勝に厚くして薛に薄くすと謂い、疑を積みて釁を生ぜん。臣愚おもえらく、悉く泰西の例に倣うも、また可ならざるなし」として、日本を西洋諸国と対等に扱い条約を締結すべしと提案したが、条約の内容に最惠国待遇条項を入れないように強調している。

かくて、李鴻章・曾國藩の強力な賛成論を背景に、清朝廟堂は条約締結の方針を確定し、一八七一年七月九日には李鴻章を全權大臣に任命して、日本との条約交渉に当たらせることにした。明治政府もまた伊達宗城・柳原前光らを中心として清国へ派遣する方針を決定した。伊達・柳原らが天津へ到着したのは同年七月二十一日のこと、以後五十日間にあたる条約締結交渉が展開されることとなる。交渉の主導権は終始李鴻章に握られ、所屬邦土の保全、日清提携・相互援助、最惠国待遇条項の排除を骨子とする清国側原案が討議の基礎に据えられた。会議においては、最惠国待遇条項の挿入をめぐる激しい攻防が展開されたけれども、結局清国側の主張に押し切られ、九月十一日、両国全權は天津山西会馆において日清修好条規十八條、通商章程三十三款、海関稅則に調印した。

日清修好条規の特徴を、藤村道生氏は次のように規定している。——「第一に日本および中国がその時まで結んだ条約のすべてと異なり、列強に強制されたものでなく自主的に結んだ最初の近代的条約であった。第二に締約国の双方

が列国の領事裁判権下にあり、まだ、協定関税率を強制されていたが、その条件のもとで両国の対等性を貫徹しているという特色をもっていた。第三の特色は、領土保全・相互援助規定を条約中に明示したことである^(二七)と。

近代における日清兩國間の最初の自主・対等・同盟条約ともいふべき日清修好条規は、清國側にとっては、一八六〇年代以来の対日外交構想の結実を意味し、とりわけ相互援助規定が条約中に挿入されたことは、李鴻章をはじめとする洋務派の対日外交の基調を明示するものとして注目に値する。むろん、日清修好条規第二条の相互援助規定は日清離間を策する西洋列強から攻守同盟とみなされて干渉を受け、日本側はその挿入に反対した経緯もあり、清國側も相互援助規定の実効性を全面的に信頼していたわけではなかった。たとえば、李鴻章は日本との条約締結交渉の開始を前にして、王補帆あての書簡のなかで、「東を以て西を制するの説は、本より待むに足らず^(一九)」、つまり東洋が連合して西洋を制するという考え方はあてにならないと指摘しつつ、「中土（清國）、自強する能わざれば、処々皆わが敵國にして、又なんぞ東西もて之を分たんと^(二〇)」と強調し、清國が自強できなければ東洋も西洋もないという見解を明示している。柳原の日清提携論を「是れ真心にはあらず」と看破し、「待むに足らず」と留保していた李鴻章が、あえて相互援助規定を挿入することに固執したのは、清國の自強如何がこの規定の実効性を保障すると考え、清國の自強のために日本を利用しようと計算していたからである^(二一)。かくて、洋務運動の成果と対日外交の成果が相互規定の関係でとらえられることとなり、日清修好条規体制の維

持。日清提携路線こそが洋務運動期間の洋務派外交の基調となる。

しかし、他方の日本側の外交基調は、柳原の条約締結申し入れ（一八七〇年）から調印・批准（一八七三年）にいたる間に、早くも名分論に基礎をおく外交原理（日清連合論）から近代国際法にもとづく外交原理（小西欧主義）へ転換しつつあり、それ故に一八七〇／＼八〇年代の洋務派外交の基調は日清提携路線は試練に直面せざるをえなくなる。

註

(1) WRIGHT, M. C. "The Last Stand of Chinese Conservatism, The Tung-Chih Restoration, 1862-1874." Stanford Univ. Press. 1957. p. 248-250.

(二) 藤村道生「明治初年におけるアジア政策の修正と中国——日清修好条規草案の検討——」（『名古屋大学文学部研究論集』XLIV、史学一五、以下、藤村第二論文と略称）。

(三) 『籌弁夷務始末』同治朝、卷二十五、九—一〇頁。以下、『夷務始末』と略称。

(四) 『夷務始末』卷五十五、二五頁。

(五) 藤村道生「明治維新外交の旧国際関係への対応」（『名古屋大学文学部研究論集』XXXIX、史学一四、以下、藤村第一論文と略称）。

- (六) 郭廷以『近代中国史事日誌』第一冊、五四四頁(以下、『史事日誌』と略称)。
- (七) 「論天津教案」、『李文忠公全集』訳署 函稿卷一、三〇四頁。以下、『李全集』訳署と略称。
- (八) 『夷務始末』卷七十九、七〇八頁。
- (九) 『李全集』訳署卷一、三〇四頁。
- (一〇) 『李全集』奏稿卷十七、五三〇五四頁。
- (一一) 『夷務始末』卷八十、一〇〇一頁。
- (一二) (一三) 『史事日誌』第一冊、五五五頁。
- (一四) 田保橋潔「日支新關係の成立——幕末維新时期における——」(『史学雑誌』第四四編第二・三号)参照。
- (一五) (一六) 前掲藤村第一・第二論文参照。
- (一七) 前掲藤村第二論文参照。
- (一八) 張啓雄「何如璋的琉案外交」(『第一屆中琉歴史關係國際學術會議論文集』)。
- (一九) (二〇) 『李全集』朋僚卷十一、六頁。
- (二一) 清国が日清修好条規の最終草案に相互援助条項を挿入した「契機」を、朝鮮による米艦隊撃退(「シャーマン号事件」)に求める見解もある(佐々木揚「同治年間後期における清朝洋務派の日本論——李鴻章の場合を中心として——」『東洋史研究』第四四卷第三号)。

(二二) 前掲藤村第二論文参照。

二、台湾事件の衝擊と海防・塞防論争

日清修好条規の批准書交換のため、副島種臣・柳原前光を正副使とする明治政府の使節団が渡清したのは、一八七三年三月三十一日のことで、四月三十日には批准書を交換し、日清兩國の国交が正式にスタートした。その翌日、副島は李鴻章を訪ねて、欧米列強に不平等条約を押し付けられている日清兩國の現状を憂うる心情を吐露し、日本の条約改正の努力について紹介したところ、李鴻章は大いに感銘を受け、「極力之へ条約改正へヲ懇願シ、改訂ノ結果ハ隨時新条約ヲ御通知アリタキ旨依囑シ、何レモ当ニ漸次法ヲ設ケテ更定スヘク、庶クハ互ニ事無キヲ保スヘキ旨伝へ」、意氣投合したという。ところが他方で、同年六月二十一日に北京の總理衙門を訪れた柳原は、二年前の台湾における琉球人遭難事件について論及し、「生番」を「化外の民」とする清國側の発言を引き出している。これが台湾出兵の伏線となったことは周知の通りである。

副島外務卿は帰国後まもなく、同年十月の征韓論争に敗れて下野するが、大久保利通を中心に再建された明治政府は、国内の不平士族の目を外へ向けるために、一八七四年二月六日台湾出兵を正式決定、同年四月四日には台湾蕃地事務局を設置して西郷従道を都督に任命し、台湾出兵計画を始動させる。途中、日本駐在英米公使のクレームによって一旦計画中止の決定が下されるものの、

出発延期命令を無視した西郷都督は同年五月二日に独断で出兵を強行し、五月七日台湾へ上陸、以後、半年にわたって台湾における日本軍の「番社」掃討作戦と北京における日清外交交渉が展開され、同年十月三十一日の日清議定書締結によって、ひとまず台湾事件は落着する。(五)

日清修好条規の批准から一年も経ずして表面化した日本の台湾出兵は、清国外交を主導する洋務派にとって、信じ難い事態であった。台湾出兵近しの情報が乱れ飛んだ一八七四年の四月二十八日の時点でも、李鴻章は総理衙門宛の書簡において、「江藤新平が反乱を起こしたのは征韓論が採用されなかったからで、日本政府が遠征を試みるとすれば、台湾出兵よりも朝鮮出兵が先であろう」(六)と観測しつつ、「内乱を平定したばかりの日本には海外遠征を試みる力はなく、近年の日本の新聞には誤った情報が多いので、台湾出兵のニュースも誤りであろう」(七)という趣旨の見解を示している。ところが、まもなく台湾出兵の事実が判明するや、李鴻章は五月十日付の総理衙門宛書簡において、アメリカに働きかけて米人リゼンドルの出兵加担をやめさせること、沈葆楨等に命じて台湾の防衛を強化することなどを要請した。(八)その翌日(五月十一日)、総理衙門は日本外務省へ照会を発し、「貴国ト中国トハ条約締結以來、各々講信修睦ノ道ヲ尽シ、彼此優礼相對シ、友誼日ニ敦キモノ有リ。昨年ハ貴副島大臣、使ヲ奉ジテ來清サレ、本大臣ト諸事談合シ、情意頗ル懇敦タルモノ有之」(九)と日清提携の基調を確認しつつ、「此次、突然貴国ノ師ヲ興シ、台湾ニ赴ク由ヲ聞込ミシモ、真偽ニ就キテハ、本王大臣ハ未タ敢テ深ク之ヲ信スルモノニハ無之モ、若シ貴

国ニシテ真ニ此挙有ラハ、何故ニ先ツ我方ト商議致サレサリシヤ」と詰問して
いるものの、全体のトーンは極めて宥和的であることに注目すべきであろう。

総理衙門が日本の台湾出兵に直ちに強硬な態度を示さなかつたのは、「該国
〔日本〕、江藤新平の乱ありてより、招撫に就くと雖も、乱民衆多にして安挿
すべきなく、新聞紙中、屢々該国この項の人衆を台湾境内に安置せんと欲すと
謂う」という情報に依拠して、台湾出兵を必ずしも明治政府の真意として受け
とめず、国内の不平士族対策として已むをえず採られた措置と理解していたか
らである。李鴻章もまた同様の見方に立っていたことは、同年六月五日付の総
理衙門宛書簡において、「その薩嶋馬島は兵力強横にして、藩を撤せられて怨
望し、詞を藉りて兵を興し、別に占越せんと図るも、朝臣、制抑する能わざ
らう」という情報を伝え、台湾事件を薩摩士族の暴走と判断していることから窺知
しうる。このような判断にもとづいて総理衙門や李鴻章は、日清提携路線の枠
内で台湾事件を処理しうるし、また処理しなければならぬと決意し、大久保
利通を全権大使とする日本側使節団との折衝に臨んだわけであるが、総理衙門
は出兵名目や賠償金についての大久保の要求を受け入れた理由を、交渉妥結を
報告する同年十月三十一日付の上奏において、次のように述べている。

「該使臣〔大久保〕、毎に兵民服し難きを以て詞と為す。此の中、実に言い
難きの隱あり。今、もし一として得る所なからしめば、措置良に難し。…然れ
ども該使臣の原意もて要求せる各情の如きは、或は国体に関わることあり、或
はその名は非なれども、その実は是なり。また此に困りて通融する能わざれば、

追うなきの悔あるを致さん^(二三)

要するに、大久保の要求事項は国体に関わる問題を含み、名分上からいえば「非」であるが、大久保の立場を思いやれば、その内実は「是」であるので、ここで妥協しなければ後悔することになるだろうと判断した、というわけである。換言すれば、総理衙門が大久保に譲歩したのは、不平士族の不满を抑える手段が必要であるという大久保の立場を配慮したからで、日清修好条規体制を保持するための已むをえざる措置であった。李鴻章もまたこのような総理衙門の措置を支持していたことは、「日本軍兵士へ恩賞慰勞金を与えて帰国せしむれば、清国の体面を保つに足るべし」という趣旨の書簡^(二四)を総理衙門へ送っていることから窺知しうる。同書簡において李鴻章はまた「此の論は清議の許さざる所たるを知るも、時局を還顧するに、海防は急切に周備し能う所に非ず。事機に時日なければ、以て宕緩すべし^(二五)」と強調している。

七十五万円の「撫恤銀」を得て日本軍は撤退し、台湾事件はひとまず落着くが、その前後から清国内では海防論議が高まり、折しも重大化しつつあった西北回教徒の反乱鎮圧の課題とあわせて、いわゆる海防・塞防論争が展開されたことは周知の通りである^(二六)。

李鴻章に代表される海防論と左宗棠に代表される塞防論の論争は、直接には清国財政の配分問題に起因しているが、清国の世界戦略・外交戦略とも関連しており、ここでは対日外交の基調——日清提携路線——との関わりにおいて再検討されなければならぬ。日清提携論を対日外交の基調に据えた恭親王・文

祥・李鴻章らが代表的な海防論者となったことは、対日外交の基調が転換したことを意味するのであろうか。たしかに、海防論は日本の台湾出兵を直接的な契機として台頭し、対日不信感をベースとして主張されている。たとえば、李鴻章は一八七四年十二月十日付の上奏において、「該国（日本）、近年旧制を改変し藩民服せず。：洋債を多借し、英人と暗に党援を結び、その勢い日に張り、その志小ならず。故に敢えて東土に雄を称し、中国を藐視し、台湾を窺犯するの挙あり」と指摘して対日不信感を表明しつつ、さらに「泰西は強しと雖も、尚お七万里以外にあり。日本は近くして戸園にありて、わが虚実を伺う。誠に中国永久の大患たり」と日本脅威論を強調している。しかし、このような対日不信感・日本脅威論の強調は、「鉄甲船・水礮台等の項は、誠に趕緊に籌備せざるべからず」という予算獲得のためのキャッチフレーズと一対の便法であって、李鴻章は日本を第一の仮想敵国と考えていたわけではなかった。同じ上奏文のなかで日本への公使派遣の必要性を強調している外、李鴻章はまた「歴代の備辺は多くは西北に在り、：今は即ち東南の海疆萬余里にして、各国の通商伝教は、来往自如たり。：一國事を生ずれば諸國構扇し、実に數千年来いまだ有らざるの交局たり」と指摘し、西洋各国こそ清国にとって最大の脅威であることも強調しているのである。

浙江巡撫の楊昌濬も海防論者の一人であるが、「西洋各国は船礮・利器を以て海上に雄を称して已に三十余年、近ごろ更に奇を争い巧を闘い、層出して窮まらず、千古いまだ有らざるの時局たり。禍心を包蔵し、眈眈虎視するの勢い

あらざるなし。日本は東隅の一小國のみ。：現在、事（台湾事件）議結すと雖も、霜を履んで堅氷至る如く、日後借端して釁を生ぜざるを保し難し（三二）と指摘して、西洋各國を「禍心を包蔵して眈眈虎視する」仮想敵國とみなし、「東隅の一小國」たる日本については、将来の潜在的な危険性を警戒しているけれども、当面の仮想敵國とは見なしていない。

一八六三（同治二）年淮軍幕府に入り幕僚として李鴻章と密接な協力関係を築いていた王凱泰は、台湾事件落着後の一八七四年十二月十九日付の上奏において、「該國（日本）の政令、向に之を操つるの將軍は、専ら中國の銅商を待みて貿易し、以て利権を擅にす。泰西各國と通商してより、將軍その權を主する能わず、利は西人の奪う所となる。乃ちまた旧章を改変し、一に西人に従う。また重利もて之を盤剥したれば、貧困ほとんど支える能わず。是において銕して險に走り、兵を興して台湾を擾す（三三）と指摘して、日本の台湾出兵の原因を西洋人の経済的収奪による貧困化に求めつつ、さらに「日本もし亡ぶも、固より惜しむに足らず。しかれども西人は日本を以て外府（植民地）と為し、謀略を蓄うること已に深し。該國冥然として覺るなく、始めは即ちその愚弄を受け、繼いで即ちその挾制するところとなる。一旦兼併せらるれば肘腋に逼近す。その患は更に何ぞ言うに勝うべけんや（三四）と論じて、日本が西洋の植民地となった場合の危険性を警告した上で、「臣、擬すらく、遣使は兼ねて日本に及ぼし、使臣を以て彼の國に駐紮せしめ、誠信もて相い孚じ、既にして之と聯絡せし上は、また之に諷諭して早に感悟するを知らしめ、勉力て生存を図らしむれば、

猶お東洋の屏蔽となるがごとし^(三五)と強調し、日清提携論を展開している。このような反西洋・日清連合構想は王凱泰に特有のものではなく、李鴻章をはじめとする洋務派主流に共有されていたのであるが、ここでは王凱泰が台湾事件の衝撃のなかにあって、敢えて日清提携論を主張したことに注目すべきであろう。

「中国の辺患、西北は恒に東南より劇し^(三六)」という観点から塞防論を主張する左宗棠は、一方でロシアを最大の仮想敵国としながら、他方で西洋諸国の「志は専ら通商して利を取るに在り」「その土地人民を利とせず」という認識にもとづいて、沿海の安全のためには既存の条約体制を守るべしという趣旨の議論を展開している^(三七)。左宗棠とともに塞防論者の一人であった丁宝楨（山東巡撫）も一八七五年一月二日付の上奏において、「臣、年来私に憂い竊に慮り、寝食安んぜざる者は、即ち尤も俄羅斯（ロシア）に在りて、日本はその次なる者なり。蓋し、外洋の各国は、中国と水路通ずと雖も、陸路通ぜず^(三八)。且つ均しく遠く數萬里の外に在り。日本は洋面近しと雖も、陸路尚お阻まる^(三八)」と指摘して、地理的観点からロシアを第一の仮想敵国とし、日本をその次に置いている。ロシア脅威論が日本脅威論を圧倒していることに注目すべきであろう。

要するに、台湾出兵の衝撃を受けて展開された海防・塞防論争のなかで、いづれの側にも対日不信感・対日警戒論が台頭せざるを得なかつたものの、最大の仮想敵国をロシアとみなす論者が主流であつて、日本を当面の仮想敵国として位置づける議論はほとんどなく、海防論者のなかにさえ公然と反西洋・日清連合構想を提起するものもあり、洋務派外交の基調——日清提携路線——には

いささかの变化もなかったことを確認しうる。

註

- (一) 前掲田保橋論文。
- (二) 『李全集』訳署、卷一、四三／四六頁。王芸生著・長野等編訳『日支外交六十年史』第一卷、八〇頁(以下、『六十年史』と略称)。
- (三) 『日本外交年表並主要文書』上卷、五三頁。
- (四) 『日本外交文書』第七卷、一／三頁。
- (五) 『台湾琉球始末』卷一／卷三参照。
- (六) (七) 「論日本派兵赴台湾」『李全集』訳署卷二、二〇頁。
- (八) 「論日本図攻台湾」『李全集』訳署卷二、二四／二五頁。
- (九) (一〇) 『六十年史』第一卷、八七／八八頁。『夷務始末』同治、卷九十三、二九／三〇頁。
- (一一) 『夷務始末』同治朝、卷九十八、一五／一六頁。
- (一二) 『李全集』朋僚、卷十四、四頁。
- (一三) 『夷務始末』同治朝、卷九十八、一五／一六頁。
- (一四) (一五) 「論台事帰宿」『李全集』訳署、卷二、九／四二頁。
- (一六) 劉石吉「清季海防与塞防之争的研究」『故宫文献』第二卷第三期(のち、『中国近代現代史論集』第八編に収録)。

- (一七) (一八) (一九) 『夷務始末』同治朝、卷九十九、三二〇三四頁。
- (二〇) 『籌議海防摺』、『李全集』奏稿、卷二四、一〇〇一二頁。
- (二一) 『夷務始末』同治朝、卷九十九、三四〇四一頁。
- (二二) 王爾敏『淮軍志』三二四、三三四〇三三六、三八五〇三八六頁。『清史稿』卷四二六、列伝二一六。
- (二三) (二四) (二五) 『夷務始末』同治朝、卷九十九、五一頁。
- (二六) 『左文襄公全集』奏稿、卷五十、七五〇七六頁。
- (二七) 『左文襄公全集』奏稿、卷四十六、三二〇三三頁。
- (二八) 『夷務始末』同治朝、卷百、四〇〇四二頁。

三、琉球処分の展開と日清提携論

台湾事件(一八七一—一八七四)が琉球処分と密接に関連していたことは周知の通りである。明治政府は台湾出兵を準備する過程で、すでに琉球処分に着手していた。一八七二(明治五)年の琉球建藩・尚泰册封を第一次琉球処分とすれば、一八七五(明治八)年の清国・琉球間の進貢・册封禁止措置は第二次処分、一八七九(明治一二)年の廃藩置県は第三次処分、その翌年(一八八〇年)の日清兩國による琉球分割交渉は第四次処分ということになる。

前述のように、第一次琉球処分の前後、明治政府の外交基調は、名分論に基礎を置く日清連合論から、近代国際法に基づく小西歐主義へ転換しつつあった

といわれる。琉球の処置をめぐる論議にも、「転換」期の外交基調の動向は確認される。たとえば、明治政府の内部では、「従前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ、改テ皇国ノ規模御拡張ノ御措置有之度」^(二)との観点から、琉球の理解を得て版籍を奉還せしむべしと主張する大蔵大輔井上馨の建議と、名分論すなわち日清両属説の立場から、この際琉球を「分明ニ兩属ト看做スヘシ」^(三)と主張する左院の見解が対立したことは周知の通りであるが、井上案は「小西欧主義」を志向し、左院案は日清連合論の立場に立っていたといえよう。ここでは、とりわけ「我同盟ノ東西洋各国ニ於テ、我ヨリ信義ヲ以テ公然タル交際ヲスレバ、彼レモ亦其信義ヲ毀リテ我所屬タル土地ヲ犯スヘキノ道ナシ」^(四)と主張する左院の外交論に注目しておきたい。左院の立場からすれば、清国は「信義ヲ以テ」交際すべき「我同盟国」として意識されていたわけである。しかし、左院案は明治政府の採用するところとはならず、琉球処分は井上案に沿って展開することとなる。

琉球併合を最終目標として着々と既成事実を積み重ね始めた明治政府の処置に対して、清国側はどのような対応措置を採ったのであろうか。第一次琉球処分に對する清国側の反応は全く表面化せず、一八七三年副島外務卿が条約批准書交換のために渡清した際にも、清国側から問題提起があつた形跡はない。台湾出兵の翌年（一八七五年）に採られた進貢・冊封の禁止措置Ⅱ第二次処分に對しても、清国は直接反応することなく、琉球からの訴えがあるまで静観してゐた。その間、李鴻章は一八七六年十一月八日に清国駐在日本公使の森有礼と會談して、日本は「中国・高麗と力を併せて俄（ロシア）を拒まんと欲す」^(五)と

いう森の反露・日清韓三国同盟論に深く賛意を表し、あるいはまた同じ頃副島種臣とも会談して、その内容を総理衙門へ次のように報告している。

「日本前使の副島種臣、月初（光緒二年九月初旬）において単身来遊し、衙門に造りて謁見を請う。旧識に係るに因り、与に時事を談ず。称に拠るに、該國（日本）之を法使（フランス公使）に聞きたるところ、窃取せる俄國政府の密書に、俄もし日本と事を生ずれば、必ず先ず日本の赤馬関（下関）に拠りて以て東西の路を断つべし、と云う。赤馬関は蓋し日本の海峡にして往年英法の攻むる所の処なればなり、と。故に該國、俄の吞噬を防ぐこと甚だ切実にして、その中国と力を併さんと願うは、また実情に属せり。副島の才略は凡ならず、太政・巖倉と合わざるに因り、自ら甘んじて屏退するも、その意は時を待ちて興らんとするなり。此の行また意なきにはあらず（六）」

副島はロシア政府の密書なるものを根拠に、旺んにロシア脅威論を強調したわけであるが、李鴻章はこれを防露・日清連合論と受けとめて大いに意を強くし、「副島の才略は凡ならず」と賞賛しているのである。

李鴻章が森公使や副島と会談して大いにロシア脅威論・日清連合論を語り合っていた頃、琉球の向徳宏（幸地朝常）は明治政府の進貢・冊封停止命令Ⅱ第二次処分により接貢船派遣が不可能となった事情を説明するため、蔡大鼎（伊計親雲上）・林世功（名城里之子親雲上）らを率いて、密に本部港より出航し福州へ向かった（七）。一八七六年十二月十日夜のことである。向徳宏らが福州へ到着する前に、李鴻章はすでに一八七七年二月二十八日付の上奏において、「琉

琉球は台北を距つこと千余里、日本、兵を分ちて琉球に盤踞すれば、漸く吞噬を
思わざるを保し難し^(八)と指摘しているものの、何ら具体的な対応措置を提起す
ることなく、「幸い、丁日昌、台に赴くことあれば密に速かに布置せしむべし^(九)」
と言うだけで、台湾の防衛にのみ注意しているに過ぎない。李鴻章の前掲の上
奏から一カ月余も後の同年四月十二日、向徳宏らは福州へ到着、閩浙總督何璟
・福建巡撫丁日昌へ国王尚泰の密書を提出するとともに、直接礼部・總理衙門
へ請願のため北京へ赴きたいと申し出た^(一〇)。

何璟・丁日昌は向徳宏の訴えを受けてから二カ月余も後の同年六月二十四日に、
「琉球の密使福建へ到り、日本によりて朝貢を阻止せらるる事情を陳述せしに
付、その取り扱い方御指示を乞う」旨上奏^(一一)した。この何・丁兩名の上奏につい
て注目すべき点は、第一に「今、琉球は地瘦せ民貧しく、(海上に)孤懸する
の一島にして、辺塞阨要の地にあらざれば、辺陲を捍禦するの益なくして隣邦
と衅を醸すの憂あるのみ^(一二)」と指摘して、琉球の経済的・戦略的価値を否定して
いること、第二に「若し之(琉球の要請)を拒むこと甚だしきに過ぎれば、輒
じて泰西各国は、わが国属邦を庇護する能わざるものと謂い、益々群島の以て
攜貳するの漸を啓かんことを恐る^(一三)」と指摘して、琉球の要請を拒んだ場合、①
泰西各国から属邦保護の能力なしと見なされ、②琉球人に二心を抱かせること
になるというデメリットに配慮していること、第三に「東洋(日本)に出使す
るの何如璋に、^(一四)之(日本)と凱切に理論せしめ、並びに泰西の倭に駐在する
の諸使を邀集し、万国公法に按照して、与に曲直を評せしむべし^(一五)」と提案して、

外交交渉・国際会議による解決方法を建議していること、これである。「隣邦と衅を醸す」ことなく日清提携路線の枠内で琉球問題を解決しようとする方針であったことに注目すべきであろう。

何・丁兩名の上奏を契機に清国政府は漸く腰を挙げ、近く赴任する初代駐日公使の何如璋に明治政府との交渉を命じたものの、直接陳情のため北京へ赴きたいという向徳宏らの希望は受け入れられず、帰国命令が出された。^(二五) 何如璋の一行が東京へ到着したのは、同年十二月七日のことである。^(二六) この間にも、明治政府の琉球処分は着々と進行しつつあった。何如璋はすでに東京へ向かう途中で寄港した神戸において、琉球の馬兼才へ与那原親方へから救援依頼を受けていたが、着京後も屢々東京滞在中の琉球の陳情特使たちと会い、琉球問題について理解を深め、その解決策を模索した。^(二七) 数カ月間の検討を経て、何如璋は総理衙門および李鴻章へ、琉球問題の解決策を提案する。

一八七八年四月頃、何如璋は総理衙門あての書簡のなかで、明治政府の第二次琉球処分進貢・冊封の禁止措置を撤回させるための具体案を建議したが、その内容は次の通りである。つまり、一方で外交談判を続け、他方で兵船を琉球へ派遣して進貢を促す方法（上策）、琉球人に救援を約束して日本に反抗させ、日本軍の琉球攻撃には清国も軍事力で対抗する方法（中策）、国際会議を召集して各国公使の意見を求める方法（下策）の外、①進貢を許し冊封を中止する案、②冊封を行い進貢を免除する案、③廃藩置県を認めないという前提のもとで、琉球が日本の「外藩」であることを国際的に承認する案、④日清和好

のため琉球の日本帰属を承認する案などである。^(二八)

外交談判と軍事的示威を組み合わせた何如璋の上・中策は、一見、洋務派外交の基調——日清提携路線——を逸脱しているかのように見える。しかし、何如璋のこの強硬策は外交談判を効果あらしめるための方策であって、日本が琉球問題で戦端を開くことは決してありえないという情勢認識に支えられていることに注目しなければならぬ。同書簡のなかで、何如璋は自己の情勢認識の根拠を五点あげているが、^(一九)その第一に、「彼の国〔日本〕の執政、時局の艱危を知り、深く唇齒たらんと維い、我〔清国〕に倚りて援と為さんと欲するも、また深く恃むべからざるを虞れ、已むをえず、改めて西制に従い、借りて以て強隣〔ロシア〕を牽制せんと冀う。他あるにはあらざるなり」と指摘して、日本国内の日清提携論の存在に注目している。日本国内の日清提携論者への期待こそは、何如璋の対日外交の前提であって、琉球問題へのアプローチも、一貫して日清和好の保全という観点から試みられているのである。

総理衙門への献策と同じ頃、李鴻章へ送られた書簡においても、何如璋は日本国内の情勢を詳細に分析しつつ、「彼ノ執政者岩倉、大久保ノ如キハ何レモ輕佻事ヲ喜フノ流ニ非ス、其敢ヘテ辺境ニ事ヲ構ヘサルヤ必セリ。台湾ノ役ノ如キハ実ハ西郷従道之ヲ主宰セルモノニシテ、其長崎ヲ発セントスルニ際シ、之ヲ追フモ及ハス、乃ハチ誤ッテ為サレタルモノナリ。大久保ヲシテ和ヲ議セシメ、大久保帰ルヤ國人交々慶ス」という認識にもとづいて、次のような論理を展開している。——①日本人は無情無理、瘦狗無頼の徒ではないから、清国

が琉球問題で対決姿勢を堅持しても、敢えて戦端を開くようなことはなく、理性的に対応するはずである。②もし日本人は瘦狗無頼の徒であるというのであれば、日清の和好はあてにならないから、琉球・朝鮮の滅亡という事態まで考慮に入れて対策を立てなければならなくなる。③いづれの場合にせよ、坐して琉球の滅亡を待つよりも、いま断固たる態度を表明しておくことが得策である。^(三二)一見、洋務派外交の基調を逸脱しているかの如く見える何如璋の対決姿勢が、明治政府内の「日清提携論者」^一大久保・岩倉らへの信頼と期待に支えられていたことは明らかであろう。

何如璋の建議を検討した李鴻章は、同年五月三十日付の返書において、琉球問題に対する見解を全面的に展開しているが、その論点は次の通りである。――①琉球は弾丸黒子の如き極小の国で、日本に近く清国から遠い海中にあり、地理的に支援し難い。②清国は琉球の朝貢を受けても大して利益はないけれども、琉球を保護できなければ世界各国に対して面子を失うことになる。③日本の琉球に対する措置を黙認すれば、やがて清国の辺境を攪乱される恐れがあるという見解は必ずしも妥当ではなく、武力を背景に区々たる貢を争って遠征するなどということは、その暇もなければ理由もない。④日本の内政上の困難については承知しており、西郷が罪に伏して以後、日本政府は漸く分を守るようになったものの、まだ無頼瘦狗の如き輩もいるので、外交交渉に持ち込んでも清国のいいなりににはならないだろう。⑤日本の軍力は大したことはなく、清国より劣っているので、琉球問題で妥協しないからといって直ちに戦争に訴え

ることではないものと思われる。⑥外交交渉によって清国の要求が受け入れられなくても、問題を提起することによって清国の存在を顧慮させ、琉球の併合を思いとどまらせることができれば大きな収穫である。⑦琉球が救援を訴えてやまない場合には適当に指導し、総理衙門の指示を待つて処置すべきであろう。^(二二)以上のような李鴻章の見解は、何環・丁日昌の消極的対応と何如璋の積極的対応を折衷したものであるが、ここでとりわけ注目しておきたいことは、「鴻章前二森有礼二会ヒ、朝貢阻止ノ事ヲ詢及セルニ、彼ハ乃ハチ伴ッテ知ラスト為ス。情理ニ因リ内心怯ナルカ如シ。：将来若シ弁論スル時アラハ、自ラ応ニ修好条約第一、第二兩条ヲ引イテ之ヲ駁難スヘシ」と指摘している点である。李鴻章は「情理」を弁えることのできる森有礼の理性的対応を予想し、明治政府内の日清提携論者を信頼して、日清修好条規体制の枠内で琉球問題を処理しうると考えていたのである。

しかし、明治政府は李鴻章の予想や期待にはお構いなく、着々と既成事実を積み重ね、遂に一八七九年四月四日、琉球の廃藩置県^(二一)第三次琉球処分を内外に宣言するにいたった。「亜細亜の大勢を論ずれば、誠に宜しく心を開きて誠を吐べ、聯合して唇齒と為るべし」というアジア連合論の立場に立っていた何如璋は、廃藩置県^(二二)第三次処分の直後、「事、今日に至っては、兩國の和局を保全せんと欲すれば、必ず明示するに和を失うを嫌わざるを以てして、和は始めて保たるべし」と主張して、対決姿勢を堅持することの有効性を益々確信している。何如璋のこのような確信を支えていたのは、次のような認識であった。

「此の次の琉事は、薩人の主事に係り、（日本）全国の上下は、皆之を直とせず。然らば、我をして理めざらしめんか、薩勢益々張り、他人益々手を斂め、我の辺患はまた日に深まるべし。若し之を堅持すれば、一薩摩の勢、^(三六)經に全国の人心に敵わず、兵事將に興らんとして參議皆起ちて之を持するを得ん^(三六)」

要するに、今回の琉球処分は薩摩人の主動によつて決行されたもので、反對論は全国上下に広がっているが、政府内の反對派參議たちは戦端がまさに開かれようとする緊迫状態にならなければ立ち上がらないであろうという判断^(三七)のもとに、何如璋は対決姿勢を明示することによつて「球祀存すべく、和局保たるべし^(三八)」と主張し、「薩人の焰、日に衰え、中東の交、固くすべし^(三九)」と訴えたのである。何如璋もまた反薩摩派^(四〇)日清提携論者の參議に期待していたことに注目すべきであろう。

琉球問題の直接の担当部局たる總理衙門は、廢藩置縣^(四一)第三次琉球処分以前には、「日本は台湾の事結了するの後より、^(四二)尚お別項の^(四三)衅端なければ、宜しく遽に武を用うるを思ふべからざるに似たり^(四四)」と主張し、李鴻章と同じく外交交渉によつて処理すべしとの方針を採っていたが、事態の意外な展開を経て、一八七九年五月十日駐清公使^(四五)兪樾宛に、「今、貴大臣、既に貴国の命を奉じて前來し好を修めんとす。球を廢して^(四六)與と為すの一事は、實に兩國和好の一大關係の事なり。本王大臣、以上に言う所は即ち兩國永遠に和好の大局を顧全せんが為めの言にして、貴王大臣宜しく即ちに貴國に知照し、球を廢して^(四七)與と為すの一事を將つて速かに停止を行ふべし^(四八)」との処分撤回要請文を提出している。

この要請文を契機に、宍戸公使や寺島・井上両外務卿などの日本側当局と総理衙門の間で琉球の地位と所屬をめぐる論争が展開されるわけであるが、この論争においても、総理衙門は洋務派外交の基調を堅持する姿勢を崩していない。たとえば、同年八月二十二日付の宍戸公使宛書簡において、総理衙門は「和好の大局を全うせんと欲す。乃るに、貴国は人の國を滅ぼし、人の祀を絶つ。而して外務大臣の回函に称するに、我が政府は固より隣誼を重んじ、違言して徒らに葛藤を為さんと欲せず等の語あり。これ、行は和好を損なうの事あるに、而もなお和好を傷つくる無きの言を為す。本王大臣、實に解せざる所あり」と日本の言行不一致に不信感を表明しつつも、「惟だ、隣誼を以て論ずれば、中國と貴国は實に唇齒相依るの勢いあり。区々たる琉球、なんぞ輕重に閱せんや。必ず此に因りて邦交を失うに至るは、また殊に計に非ざるなり」と強調していることに注目すべきであろう。「区々たる琉球」の問題で洋務派外交の基調——日清提携路線——を変える意思など全くないことを、総理衙門はこともあろうに明治政府へ向かつて表明しているのである。

要するに、廃藩置県Ⅱ第三次琉球処分前後において、洋務派の対日外交の基調——日清提携路線——は一貫して変わることなく維持されたわけで、何環・丁日昌・何如璋・李鴻章・総理衙門は、その対日不信感にニュアンスの差を示しつつも、いづれも琉球問題を日清提携路線の枠組みのなかで処理しようとする態度をとっていた点では共通している。従って、彼らの対応に差異があったとしても、それは外交路線の差異を意味するような戦略的な差異ではなく、

戰術的な差異に過ぎないといふべきであらう。対日強硬策Ⅱ國權主義的外交論を主張したかの如く評^(三四)価されてゐる何如璋にしても、日清提携路線の忠実な実践家であり、もっとも熱心な日清提携論者であつて、何如璋の建議案を代筆した参贊官の黄遵憲もまた同様であつた。黄遵憲はかの有名な「朝鮮策略」において、ロシアを最大の仮想敵國とみなし、ロシアの侵略を防ぐためには、「中國と親しみ、日本と結び、アメリカと聯合し、以て自強を図るべし^(三五)」と提案して、清韓日米の四國同盟ともいふべき世界戦略構想を提起してゐるのである。この世界戦略構想が提起されたのは一八八〇年八月のことで、時あたかも前米大統領グラントの調停により日清兩國間の分島改約交渉が始まろうとする時期であつたことに注目すべきであらう。

註

(一) 三浦周行「明治時代に於ける琉球所屬問題」(『史学雜誌』第四二編第七・八号)。安岡昭男「琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題」(『法政史学』九号)等参照。

(二) 『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二二三―二二四頁。

(三) (四) 『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二二五―二二七頁。

(五) 「論日本邦交」『李全集』訳署、卷六、三一頁。

(六) 「論日本邦交」『李全集』訳署、卷六、三一―三二頁。

- (七) 東恩納寛淳『尚泰侯実録』三三四頁。
- (八) (九) 「籌議台湾事宜摺」『李全集』奏稿、卷二十九、一〜二頁。
- (一〇) 『史事日誌』第一冊、六三頁。「閩浙總督何璟等奏」『光緒朝中日交涉史料』(以下、『交渉史料』と略称)卷一、二二頁。
- (一一) (一二) (一三) 「閩浙總督何璟等奏」『交渉史料』卷一、二二頁。
- なお、翌一八七八年七月四日(光緒四年六月初五日)の總理衙門の上奏によれば、何璟らは「日本の舉動は測り回く、琉球を藉りて挑釁の端と為さざるを保し難く、台湾の一郡は隣封に密迹すれば、前事(日本の台湾出兵)に懲及して未だ躊躇するを免れず。且つ恐らくは琉球或は首鼠兩端の計あり。防がざるべからず」(『交渉史料』卷一、二四頁)と言ひ、日本は琉球人を教唆して清國を挑発し戦端を開かんとしているという観測を伝えている。何璟らは対日不信感の延長線上に琉球への不信感をも表明しているわけであるが、何璟らの琉球不信感は日本の台湾出兵の際、琉球人百余名が台湾の日本軍のもとで工役に従事しているという情報が伝えられていたことにも因るものと思われる(『夷務始末』同治朝、九十七卷、一頁。沈葆楨上奏参照)。
- (一四) 「閩浙總督何璟等奏」『交渉史料』卷一、二二頁。
- (一五) 「軍機處寄閩浙總督何璟等上諭」『交渉史料』卷一、二二〜二二頁。
- (一六) 『史事日誌』六三九頁。何如璋『使東述略』参照。
- (一七) 拙稿「琉球救國運動と日本・清國」『沖繩文化研究』一三号参照。
- (一八) 『何少詹文鈔』卷中(『茶陽三家文鈔』四五〜五四頁)。

- (一九) 「与総署総弁論球事書」 『茶陽三家文鈔』四五～五四頁。
- (二〇) (二一) 『六十年史』第一卷、一七八～一八一頁。『李全集』訳署、
卷八、二～四頁。
- (二二) 『李全集』訳署、卷八、四～六頁。
- (二三) 『六十年史』第一卷、一八三頁。
- (二四) 『何少詹文鈔』 『茶陽三家文鈔』五四～五五頁。
- (二五) (二六) 「復総署総弁論争球事書」 『茶陽三家文鈔』五四～五八頁。
- (二七) 何如璋は次のような情報を総理衙門へ伝えている。——「大蔵卿大隈重信は長崎の人なり。前次の台湾の役には、本、命を奉じて西郷従道とともに往き、後、各国公使の異議に困り、大隈は遂に還る。近ごろ、大蔵書記官如璋と熟知すれば、頗る球事に言及せり。彼謂う、兵端まさに開かれんとするに非ざれば、大蔵卿は喙を置く能わず云々と」(『茶陽三家文鈔』五五頁)
- (二八) (二九) 『茶陽三家文鈔』五六～五七頁。
- (三〇) 『交渉史料』卷一、二四～二五頁。
- (三一) 『日本外交文書』第十二卷、一七八～一七九頁。
- (三二) (三三) 『日本外交文書』第十二卷、一八六～一八七頁。『台湾琉球始末』卷六、二二～二五頁。
- (三四) 鈴木智夫「中国における国権主義的外交論の成立」 『歴史学研究』四〇四号。
- (三五) 『日本外交文書』第十三卷、三八九～三九四頁。

第一章 琉球分島条約の調印可否論争

と亡命琉球人

一、分島改約案妥結前の論調

琉球問題をめぐる日清間の正式交渉開始の直前に、「聯日孤俄」の見地から「球案速結」を上奏したのは張之洞であるが、正式交渉の期間（一八八〇年八月十八日～同年十月二十一日）、つまり分島改約案妥結以前に、早期妥結をもつとも熱心に主張したのは、两江総督・南洋大臣の劉坤一であった。日本側の宍戸全権大使がロシアの日清離間策・日露提携工作を清国側へ灰めかした第四回会談の翌日（九月十二日）、劉坤一は上諭の諮問に回答する「密摺」において、「俄人の詭譎なること異常なれば、中国の現有の煤（石炭）を広収し、わが兵輪・商輪・船政・機器の各局の日用必需とする所の者をして、均しく窘むむ所と為らしめざるを保し難し」と強調し、ロシアの石炭買占めに対抗する措置を提案しつつ、次のように論じている。

「日本の俄事を助くるの所は、或は第之を理勢に揆るに、尽くは然らざるに似たるあり。日本は北に俄と隣す。樺太・千島の互換は、その心の願う所にはあらず、勢いに屈して敢えて争わざるのみ。その俄を防ぐこと、中国を防ぐよ

り甚だし。臣、前に都門に在りて日本の使臣と晤談すること兩次、彼屢々唇齒相い依るを以て言と為す。たとえその語、尽くは中よりせざるも、利害は實に是の如きに係る。臣愚以為く、中俄萬一事あるも、日本は必ず万国公法に照らして自ら局外に処り、未だ肯えて之と合謀し、徒らに俄をして日に益々強くし、以て怨みを中国に結ばざるに似たり、と。該国の商務は、現在、南洋各口の報ずる所、並えて允すべくして未だ允さざるの案なし。僅かに光緒五年、日本領事、江海関に在りて煙酒兩税を免せんことを請うあり。稍や弁論あるも剛いで譴定まる。進口の煙は三四十斤、酒は一二百斤を以て度と為し、その免税を准し、多ければ照徴す。後また並えて未だ再び請う所あらず。臣、仍お当に各翼道に密飭し、此の後、彼の国と商務を交渉するには、均しく条約に按照し、一律に平を持し、稍も偏枯に涉りて俄人をして藉りてその句結を施すの計を得せしむるを得るなからしむべし。

伊犁問題をめぐるロシアとの緊張を考慮しながら、劉坤一は日露の「合謀」「句結」を防ぐために、日本の商務上の要求に柔軟に対応すべしと主張するわけであるが、清露が戦争に突入したとしても日露の提携はありえず、日本は中立を守であらうと予測していること、日本外交当局の「唇齒輔車」「同文同種」のスローガンを文字通り信用していたわけではないけれども、日清提携路線を支持し推進する立場に立っていることに注目すべきであらう。

總理衙門の諮問に回答した同年九月十四日付の返書においても、劉坤一は「日本、既に宍戸使を派して球事を商弁すれば、坤一愚見するに、稍や通融を予

うるを妨げざるに似たり」と日本への譲歩を勧告しつつ、「若し必ず球を存するを以て言と為さんか、彼は之を絶ち我は之を続けんとなれば、益々彼の不義を形わさん。彼、何ぞ肯えて従わんや。且つ、中国の球を存するを允さば、又何ぞ必ず自ら之を存せざらんや。彼ここに於て実に能く藩るの勢あり。中国、球を存するには須く球の旧君を立つべし。別に他人を立つる能わず。球君もし遠くに適きて外に在れば、我なお援けて之を島中に納るべし。然れども僅かにこの南部二島のみにして、已に以て国と為すに足らず。況や現在、球君は已に日本に拘管せらるれば、何によりてか取りて之を立てんや」と指摘して、琉球復旧の困難性を強調した上で、「惟、彼既に修約の議あれば、球事は尤も応に早結し、彼の夜長くして夢多きを免るべし」と主張して分島改約案の早期妥結を促している。

また、名分論の見地から南部二島の収管を躊躇する見解に対して、劉坤一は「分島の説は、美前総統より出でて並えて中国先に此の見地あるにはあらず。日本より交出したれば、更に諸を球人より取るにはあらず。中国、議を允すも、各国之を視て、また球を存する能わず並びに地を得る能わざる者とは迥に殊なるとせん。日本、二島を以て中国に帰せんとするは、また亟に憾を釈かんことを求め、既得の地を以て中国に譲与せんとするに係る」との見地から南部二島の収管を合理化しつつ、琉球の歴史的運命について次のように論ずる。

「夫れ、球の小弱にして、日本の側に逼処すれば、終に必ずやその併呑を被るは勢いなり。球、日本の滅ぼす所と為るの後、中国また之を存せんと欲する

も、極めて是れ難事たり。況や此の時勢に値るをや。姑く請う所を允して以て此の案を了し、即ち以て俄の謀を伐ち、日本の好を固むべきや否や、伏して鈞裁を俟つ。^(七)

琉球は所詮日本に併呑される運命にある、という認識を表明しつつも、劉坤一は姑く日本の要求を受け入れて分島改約案の交渉を結了すべしと提案するのである。分島改約案の早期妥結を總理衙門へ勧告した翌日（同年九月十五日）、劉坤一は李鴻章あての書函においても、「日本の使臣、現に訳署（總理衙門）と球事を議結し、南二島を以て我に帰せんとすれば、此に就きて局を了るべきに似たり。否れば、琉球は決して復すべからず。日本またいまだ遽に凶るべからざれば、此れを捨てて何に従りてか取手せんや^(八)と強調し、分島改約案を受け入れる以外に解決の方法はないことを力説しているわけであるが、ここでは分島案が琉球「復活」の方法として考慮されていることに注目すべきであろう。同様の趣旨は同年十月十日付の總理衙門あての書函においても繰り返され、伊犁問題をめぐって清國は「現在、俄と衅を構えつつあれば、日本、之と合謀せざるを免れ難し。故に此れに就きて転圜し、以て敵の交を伐ちて我の好を固めざるを得^(九)ないこと、琉球は日本に近く、「中国よりは遠く重洋を隔て、甚だしくは関係するなく、高麗と越南・緬甸等の国の如く、我と近隣し唇齒相い依るの勢あるにはあらざる^(一〇)」ことを指摘している外、「南西島を以て、重ねて琉球を立て、一線の祀を延らえしむれば、亡を存し絶を繼ぐに負かざるに庶からん^(一一)」との見解を表明している。

同じく日清提携路線を前提としながらも、劉坤一が名分論よりも清国の現実的利害関係を重視する立場から琉球分島問題へアプローチしたのは駐日公使の何如璋であった。名分論をより重視する立場からアプローチしたのは駐日公使の何如璋であった。何如璋は同年九月頃の總理衙門あて書函に於て、「我は絶を繼がんと志すも、彼は土を裂かんと欲すれば、誠に湊泊し難し」と予測しつつ、「然れども南島を我に帰せんとすること、既に彼の口より出づれば、以て球人に給還するも、自ら彼の願う所たらん」と指摘して、清国へ割譲される宮古・八重山を琉球人へ返還するよう示唆している。

總理衙門あての書函を発送したのと同じ頃（九月二十一日）、何如璋はまた劉坤一へも長文の書函を送り、そのなかで次のように提案した。

「此の案（琉球分島案）、もし譲する能わば、北島を以て日本に帰し、中南諸島は琉球に帰し、その自立を聴すこと、誠に上策なり。たとえ然らざるも、中南諸島を琉球に帰し、その（日本の）専属とするを許さば、また局を結ぶべし。」（一五）

要するに、何如璋は名分論の観点から、あくまでも琉球の復活に拘り、中南諸島の琉球への返還、琉球自立の上策を実現することが無理だとしても、旧琉球王国の復活につながる中南諸島の返還を前提として、琉球の日本専属を承認すべしと提案しているのである。日清両国の正式交渉の第三回会談（九月三日）において、琉球二分案が合意された後も、何如璋はなお名分論に拘り、首里城返還論、南島の清国内属論・土司自治論などを建議した。

李鴻章もまた名分論に拘りながらも、何如璋ほどには日本側の琉球二分案へ抵抗しなかった。日清間の正式交渉の期間、李鴻章と総理衙門は絶えず連絡を取り合い、日本への対応策を協議していたのであるが、李鴻章は一八八〇年八月二十八日付の総理衙門あて書函において、次のように提案している。

「竹添の三月十一日（四月十九日）の函内に詳言すらく、琉球の北部諸島は久しく経に日本に割隸せり、茲にその併する所の者は、乃ち中南二部なり。若し議して南部の宮古・八重山二島を將て、改めて中国に属せしむれば、已に琉球全部の半ばに居る、と。その書、曾て台覽に鈔呈せり。諒に杜撰にはあらずるなり。此の事、中国は原より因りて以て利と為すにはあらず。もし請う所を准さば、庇に中国より仍お南部を將て球王に交還して駐守せしめ、藉りて宗祀を存せしむべし。兩國の体面、やや保全するを得るに庶からん。条約を酌加するに至っては、来年の修改の時を俟ちて再議するを允すべし。もし此れに就きて論を定め、小結末を作す能わば、或は俄人の外に於て、また一敵を樹てざるべし。当ありや否や、尚お卓裁を祈る。」
（二六）

日清間の正式交渉が開始されてから十日後に発送されたこの書函において、李鴻章は明確に日本側提案の琉球二分案_{II}南部二島割譲案を受け入れるべしと勧告しているわけで、総理衙門がこの書函によって大きな影響を受けたことは、六日後の第三回会談（九月三日）において分島案に合意したことから窺知される。

もつとも、尚秦の引渡し問題を含めて宮古・八重山に冊立すべき「琉王」の

人選問題については、李鴻章も樂觀視していたわけではなく、第三回会談の当日に、李鴻章は再び総理衙門へ書函を送り、「鈔示せられたる日本へ覆するの節略は、面面周到にして、君長・官吏を置立するの一節は、隠に弁法内に在るを寓すれば、自らその外務省の覆准を待ちて、始めて議を定むる能うべし。琉王は東京に羈留せらるれば、恐らくは放還し難し。若しに酋長を立て賢を択びて置守せしめんとするも、また大いに易からず」と指摘して、尚泰の引渡し問題、あるいは尚泰に代わる「琉王」の人選問題の困難さを予測している。李鴻章の予測通り、日本側は尚泰の引渡しを拒否したものの、十月十二日の第七回会談において、^(一八) 穴戸全権大使は亡命琉球人の向徳宏を「琉王」に立てるよう暗に勧告しているから、李鴻章は天津滞在中の亡命琉球人^(一七) 向徳宏（幸地朝常）に白羽の矢を立て、説得にかかったものと思われる。かくて、分島問題をめぐる日清交渉の帰趨は、向徳宏をはじめとする亡命琉球人の去就によって大きく左右されることとなるのである。

註

- (一) 『劉坤一遺集』奏疏、卷十六、一六頁。
 - (二) 『劉坤一遺集』奏疏、卷十六、一七頁。
 - (三) (四) (五) (六) (七) 「復総署」『劉坤一遺集』書牘、卷十七、一
- 二〇一三頁。

(八) 「復李中堂」 『劉坤一遺集』書牘、卷七、一三頁。

(九) 劉坤一は同年九月十九日付の何如璋・張斯桂あての書函においても、「日本仍お前議を申ね、南二島を我に帰せんとす。此れに就きて暫く了局と爲し、以て俄交を伐つ能うや否や。想うに、執事必ず成算あるべし。固より義を以て始まる者は利を以て終るべからず。且つ南二島は我に於て何の裨かあらん。徒に日本の為に過を分つのみ。然れども目前の情形を以て論ずれば、既に問罪出師する能わず。此れを舍てて究に何の策ありて以て絶を継ぎ亡を存すべけんや」と強調している(「復何子嶽・張魯生」 『劉坤一遺集』書牘、卷十七、一四頁)。

(一〇) (一一) (一二) 「致総署」 『劉坤一遺集』書牘、卷十七、一七頁。

(一三) (一四) 「与総署論琉球事書」 『茶陽三家文鈔』五八頁。

(一五) 「照録出使日本國大臣來函」 『清季外交檔』(琉球檔)。なお、何如璋は同じ書函のなかで、「本年二月(一八八〇年三、四月)、彼(日本)員を遣わし潜に合肥の伯相(李鴻章)に謁見せしめ、南島を將て我に歸することを願うに当り、如璋、書を伯相に上り、擬して北島を將て日本に歸し、中南兩島は國を復し君を立て、また日本の主治するを聽し、惟、日本の主治内に於て、條約に權限を立定すと声明するか、或は君を立つるは仍お我より認許せんとす。謂うに、かくの如くすれば、沖繩県は以て撤せざるべく、琉球また尚お半主の國に似たり。伯相の覆書は以て未だ可ならずと為す」と指摘している。日本側の琉球二分案が提示された当初から、何如璋は対案を提案

しはじめていることに注目すべきであろう。

(一六) 「商改俄約兼論球案」 『李全集』 訳署、卷十一、二九頁。

(一七) 「俄防漸解並議球事」 『李全集』 訳署、卷十一、三二頁。

(一八) 『琉球所屬問題』 『沖縄県史』 ⑤、二五九頁。

二、向徳宏の泣訴と李鴻章の豹変

琉球問題をめぐる日清間の正式交渉の期間（一八八〇年八月十八日～十月二十一日）、総理衙門は南北洋大臣や駐日公使と絶えず意見を交換し合い、彼らの見解や勧告を参照しながら日本側代表団との交渉を推進した。総理衙門が日本側の提示した分島改約案をほとんどそのまま受け入れて条文化したのも、李鴻章・劉坤一・何如璋らの勧告と原則的な賛成があったからに外ならない。とりわけ、対日交渉に大きな影響力をもっていた李鴻章は、すでに竹添進一郎との予備交渉の時点（一八八〇年三～四月）から、基本的には琉球二分案の受け入れを総理衙門に勧告し、正式交渉の過程でも同様の勧告を繰り返していたので、総理衙門は李鴻章の勧告に従い、正式交渉の初期の段階で、ほとんど抵抗なく早々に日本側の琉球二分案に合意したのである。しかし、総理衙門をはじめ李鴻章・劉坤一・何如璋らは琉球復旧という名分論上の目標を放棄したわけではなく、琉球二分割案によって清国へ割譲される予定の宮古・八重山に琉球王を冊立する可能性を追求した。かくて、琉球王の人選問題を検討する過程で、

李鴻章は天津滞在中の亡命琉球人ニ向徳宏の意向を打診したわけであるが、その間の事情を、李鴻章は一八八〇年十月十九日付の總理衙門あて書函において次のように報告している。

「突戸、球案を議論するに、僅かに能く我に南島を帰し、仍って彼には加約二条を許さしめんとす。詢うに球王および子嗣を以てすれば、堅く交出し能わずと称して乃ち謂う。球王の宗族は尚姓を避けて向姓と為す。向の人は各処に皆あり云々」と。明らかに在津の向徳宏を指して言うに似たり。此の外、いまだ向姓あるを聞かず。また徳宏の如き名位の者の属なし。即ち法を設けて詢問せり」

突戸全權大使と總理衙門との間の第七回會談（同年十月十二日）において、突戸が「兩島ノ人ヲ以テ兩島ノ事ヲ処分被致候ハ、固ヨリ此方ニ干預不致筋ニ有之」^(四)とか、「向氏ハ王家ノ一族、向氏ノ族ハ兩島中ニモ可有之」^(五)と語って向徳宏の存在を示唆したことは、總理衙門から李鴻章へも知らされていたわけだ。「球王の宗族は尚姓を避けて向姓と為す。向の人は各処に皆あり云々」という突戸の指摘を、李鴻章は「明らかに在津の向徳宏を指して言うに似たり」と判断していることに注目すべきであろう。李鴻章の同書簡は、ついで向徳宏と李鴻章との関係、向徳宏の地位と人格、向徳宏に対する「詢問」の結果等について次のように報告している。

「査するに、向徳宏は去秋、門に墮りて救を求め、涕泣出血してより以後、鴻章即ち妥為く署の西の大王廟内に安置せり。伊、屢々来りて援を乞うも、以

て応ずべきなきを愧じ、人をしてそれに球に回るか、或は他処に赴かんことを勧めしむるも、また苦守して動かず。資斧匱しきを告げ、日食繼かざるを聞き、量りて濟助を加うるも、いまだ数々之に接見するに忍びざるなり。その忠貞・堅忍の操は申包胥に視ぶるも、殆ど過ぎるあり。頃、津海関鄭道に属つけ、旁より己が意を以て伝詢し、一切の筆談問答は、具に十四・十五日の另摺に載せたり。又自ら草図一紙を繪きたれば、鑒関に恭呈す。向徳宏は確かに球王の族属・至戚に係り、前に柴巾官と為りたるはまた甚だ頭かにして明白の事態たり。忠義守るありて賢と謂うべし。若し另に（王を）立てんと図れば、此れより逾る者なし。然るに、称する所、八重山・宮古の二島は、土産貧瘠にして自立し能うなく、尤も南島を割きて另に監国を立つるは、断断として進行し能わざるを以てす。竟にまた地に伏し、大哭して起たず。仁賢敬すべく、孤忠また憫むべし。

要するに、李鴻章がここで指摘していることは、第一に、昨年（一八七九年）天津の李鴻章のもとへ訪ねて来た向徳宏が、屢々琉球復国のための救援を要請し続けていること、第二に、李鴻章は向徳宏の要請に応えられないのを愧じ、帰国するか他所へ赴くよう勧めたが、向徳宏は頑として動こうとしないこと、第三に、李鴻章は向徳宏の立場を配慮して大王廟に住まわせるとともに、生活費の欠乏に苦しんでいると聞いて経済的援助を与えていること、第四に、最近、天津海関の鄭道台が李鴻章の命を受けて向徳宏に「詢問」した折の筆談問答は、李鴻章の別の上奏文に掲載されていること、第五に、向徳宏の忠貞・堅忍の節

操は春秋時代の申包胥に勝るものがあり、且つ向徳宏が琉球王の親族であることは明白な事実であるので、尚泰以外の人物を琉球王に立てるとすれば、彼以上の人物はいないこと、第六に、当の向徳宏は貧瘠の南部二島だけでは自立できないといひ、とりわけ南部二島を分割して復国せんとする分島案は「断断として遂行し能わず」と泣いて訴えていること、これである。

琉球二分案断固反対を泣訴して止まない向徳宏の「仁賢」「孤忠」に心を動かされた李鴻章は、遂に従来の二分劃案承認の態度を変更し、同書函において総理衙門へ次のように要請した。

「尊処（総理衙門）、もし尚お未だ宍戸と議を定めざれば、此の事（分島改約案）、宥緩を以て宜しきと為すに似たり。言者は球案を速結するを請うと雖も、究に未だ深くはその中の曲折を悉らず。たとえ俄人衅を開くとも、須く助を日本に借りるべきなきに似たり。而して日本、俄人を畏忌すること最も深し。その隱衷、また与に合従し難し。中国の力は実に俄に敵わざれば、寧ろ志を俄に屈すべきも、また何ぞ必ず日本の扛幫することありや無きやに計り及ばんや。若し現議に照して球王復さざれば、無論別に某某を立てんとするも、南島は枯瘠にして自立するに足らざれば、数年ならずして必ず仍ち日本に帰するのみ。若し中国より別に官員を設け防を置くと行れば、徒に後累を増さん。内地通商の均霑の実恵を以て、一甌脱無用の荒島に易うるは、義に於て奚んぞ取らんや。既に下問を承けたれば、敢えてその愚を貢し、伏して裁扱せられんことを惟う。向徳宏をして京に赴きて詢に備えしむべきや否やの処は、仍お後命を俟つ（べし）」

日清兩國代表団が正式交渉を開始してから十日後（八月二十八日）に総理衙門へ送った書函においては、日本側提案の分島改約案を受け入れるべしと勧告し、早期妥結を主張していた李鴻章が、突然豹変して、妥結延期を要請する前掲書函を総理衙門へ送ったのは、日清間の正式交渉が大詰めを迎え、最終会談において妥結する三日前の十月十九日のことであった。李鴻章の豹変の直接の原因が向徳宏の泣訴にあったことは前掲書函の一節によって明白であるが、李鴻章はここで、①清露が開戦しても日露同盟の可能性はないこと、②南島は瘠せた土地で自立する条件はなく、尚泰以外の誰かを王に立てても数年ならずして日本に併合される可能性があること、③清国が統治・防衛したところで後果を増すだけであることなどを理由に挙げて、総理衙門を説得し、交渉の妥結を延期せしめようと試みていることに注目すべきであろう。

李鴻章の妥結延期要請の書函が総理衙門へ届いたのは、十月二十一日の妥結以前であったのか、それとも以後であったのか、いまのところ明らかにしえない。「もし尚お未だ穴戸と議を定めざれば」、妥結を延期されたと要請しているところからすれば、李鴻章もまさに妥結の時期にあると判断していたことは明かである。当時の天津と北京の間の交通事情からすれば、どちらの可能性も想定しうる^(八)けれども、総理衙門が李鴻章の要請を敢えて無視して妥結したとは考えられない^(九)ので、恐らく十月二十一日の妥結後に、総理衙門は妥結延期を要請する李鴻章の書簡を受け取って当惑したものと思われ^(一〇)る。李鴻章は妥結延期要請の事情を納得させるため、向徳宏を北京へ派遣して総理衙門の質問に直

接答えさせる積もりであったようであるが、向徳宏が北京へ派遣されたとしても、正式交渉の妥結の後であったであろう。

向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちは、李鴻章の態度豹変に勇気づけられつつも、分島改約案が日清間の正式交渉の場で妥結し、十日後に調印されようとする危機的状況のもとで、清国当局に調印延期の方策を講じさせるべく、さらに強力に請願運動を継続する必要に迫られた。折りしも、清国内では李鴻章の態度豹変を契機として、正式交渉の妥結後に、調印可否論争が展開されることとなる。

註

- (一) 「議球案結法」『李全集』訳署、卷十一、二六〇―二七頁。
- (二) 「商改俄約兼論球案」『李全集』訳署、卷十一、二九頁。
- (三) 「請球案緩結」『李全集』訳署、卷十一、三七―三八頁。
- (四) (五) 『琉球所屬問題』『沖縄県史』⑤、二五九頁。
- (六) (七) 「請球案緩結」『李全集』訳署、卷十一、三八頁。
- (八) ちなみに、前年(一八七九年)清国を訪れた前米大統領グラントは、五月三十一日に天津を出発し、六月二日に北京へ入っている(三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」『東方学報』京都、第十冊第三文冊)。また、蔡大鼎(伊計親雲上)によれば、「茲にその帰路の水陸日数を推算する

に、京都（北京）より天津に至るには陸路三日或は二日、その地より上海に至るには水路四日、これより間に回るはまた三日、凡そ十一日なり」（『北上雜記』卷二、二〇頁）という。以上の事例を参照すれば、前掲の李鴻章書函は一八八〇年十月十九日に発送されているから、早ければ正式交渉妥結の当日（十月二十一日）には届いた可能性もある。

（九）「李鴻章・總理衙門確執説」を強調する梁嘉彬氏は「李鴻章が琉案の草約に反対した真の原因は、実に總理衙門がまずその同意を得ることなく、直接に尖戸玳と談判したのを不満としたことにある。李鴻章はこの種の外交権は決して失ってはならないものと考えていたのである。」「李鴻章が琉球条約に反対したのは、もともと總理衙門が彼の外交権を奪うのを深く悪んだからである。」（『大陸雜誌』四八卷六期、三七、三九頁）と指摘している。けれども、李鴻章と總理衙門は予備交渉の過程でも、正式交渉の過程でも、絶えず書簡を往復させ、意見調整を計っており、少なくとも一八八〇年十月以前には両者とも日本側提案の琉球分島案に賛成していたのであるから、両者の「確執」説を主張する梁嘉彬氏の見解は妥当ではない。

（一〇）正式交渉が妥結した後、總理衙門は直ちに上奏することなく、一週間後の十月二十八日になってようやく上奏している（『清季外交史料』卷二十三、一五〇一七頁）。しかも、その同じ日に、調印延期・反対派の陳宝琛が總理衙門の調印妥結を批判する上奏文を提出（同右）していることに注目すべきであろう。この間、總理衙門の内外で、李鴻章の妥結延期要請の書函を

めぐって激しい論議があつたものと思われる。

三、分島改約案妥結後の論調

日清間の正式交渉における分島改約案（琉球条約擬稿、加約擬稿、憑單擬稿、附單稿）の妥結から一週間後の一八八〇年十月二十八日、総理衙門は「日本、琉球を廃するの一案は、已に商議し弁結せり」との上奏文を提出し、交渉の経過と結果を報告している。この上奏文のなかで、張之洞の「聯日防俄論」、劉坤一の「球案速結論」、李鴻章の「南部兩島返還論」を引用しつつ、総理衙門は「持論各々見る所あり。而して皆球祀を存するを以て重と為し、臣が衙門とこの事を争論するも、本意は相い同じ。兩島地方は荒瘠と雖も、要するに、借りて球を存するの根本と為すべし。況やこれを現在の事勢に揆るに、中国もし日本を拒むこと太だ甚だしければ、日本は必ずや俄と結ぶこと益々深からん。此の挙、既に已に球を存し、並びに已に俄を防ぐべし。未だ始めより計に非るにはあらず」と主張するとともに、「大局を顧全し日本と聯絡する為に起見して」条約案を妥結した旨強調している。

不思議なことに、総理衙門はこの上奏文において、李鴻章の同年八月二十八日付書函と同年十月十九日付の書函を引用しながら、この二つの書函を張之洞・劉坤一の妥結賛成論と同様にみなし、「本意は相い同じ」などと断じている。確かに、李鴻章の八月二十八日付書函は妥結賛成論を主張しているけれども、

向徳宏の泣訴を伝えた十月十九日付書函は妥結延期を要請していたこと、前述の通りである。恐らく妥結後に十月十九日付の李鴻章の書函を受け取った総理衙門は、李鴻章の豹変に当惑しながらも、一旦妥結した以上、上奏しないわけにはいかず、李鴻章の妥結延期論をもカムフラージュして、妥結賛成論であるかの如く引用したものと思われる。しかし、総理衙門は「南島は枯瘠にして自ら存するに足らず云々」の李鴻章書函を意識しつつ、前掲の上奏文と同日付の条約案文を添付した片奏において、「琉球の中国に隸するは、それ名にして、日本に属するは、それ実なり。此の時、若し与に議を定めざれば、また以てその後を善くするに策なし。之を兼るに、俄国の兵輪は現に均しく東洋の海島に停泊す。球事定まらざれば、恐らくは俄人、日本と結ばんことを要む。：南島を以て琉球一線の祀を存するには、地は小にして瘠せ、将来また弁じ易からずと雖も、名義の在る所は弁論の初衷と尚お合せざるなし」と強調して、条約案の妥結以外に琉球問題の善後策はないと断じている。

総理衙門の上奏と同じ日（十月二十八日）に、右庶子の陳宝琛は「琉案・日約は宜しく速に訂すべからず」と上奏し、調印可否論争の口火を切った。上奏文のなかで、陳宝琛は「臣聞くに、日本の使臣は近ごろ俄約未だ定まらざるに因り、間に乘じて琉球一案を結ばんことを請ひ、我に陥わずに南島を以てするも、中山の祀を存するを許さず、また改約の二条を欲す。総署は聯日防俄の説に惑い、弁理すでに成議あり」と。臣、これを聞き、且つ疑い、且つ愕きて以為く、琉球を分つは一の誤りなり、琉球を分つに因りて旧約を改むるは、また

一の誤りなり^(五)と総理衙門が分島改約案の妥結に踏み切ったことを批判しつつ、批判の根拠として次の点を指摘する。すなわち、①条約に違反して琉球を滅ぼした日本が「もし上臆を以て我に帰すとも、中国の意は滅を興し絶を継ぐに在るが故に、尚お未だ義を以て始め利を以て終るべからざる^(六)」こと、②利益均霑・加約を要求する日本の意図は「欧州各国とともに深く内地に入り、蠅の聚まる如く、蚋の嘍む如くして、以て中国の脂膏を竭さんと欲する^(七)」にあること、③聯日防俄論の見地から琉案連結を主張する論者もいるが、「日人の俄を畏るること虎の如くして、中国の力は終に日本の俄に通じるを禁ずる能わざる^(八)」こと、④分島案に同意すれば「禍は朝鮮に及び」、朝鮮の永興灣に垂涎しているロシアは、琉球分島の「例の援くべきあるも、中国は詞の措くべきなく^(九)」改約案に同意すれば「勢い巴西（ブラジル）諸國に蔓び、中国の財力更に竭きる^(一〇)」こと、⑤日本はいま薩長二党の対立、政府と民党の抗争による内政困難、財政窮乏による兵力弱体に苦しんでいるので、清國を侵略する可能性はないこと^(一一)、これである。以上の論拠を挙げつつ、陳宝琛は結論として「暫く羈縻推行の法を用いるに如くはなし^(一二)」と主張するのである。

陳宝琛のこの上奏について注目しておきたいことは、まず第一に、聯日防俄論批判である。聯日防俄論を批判することによって、陳宝琛は一見、洋務派外交の基調——日清提携路線——を踏み外しているかのようである。しかし、「日本の我に親しむと否とは、また私の強弱を視るのみ^(一三)」という観点、すなわち日清提携路線を維持しうるかどうかは清國自身の「強弱」にかかっているとい

う観点から、陳宝琛は「中国にして露より強ければ則ち日本は招かずして自ら来らん。中国にして露より弱ければ則ち甘言厚賂もて（日本）と互相保護の約を立つと雖も、一旦中俄に衅あれば、日本は勢い折れて俄に入る（一四）べしと主張しているのであって、日本を第一の仮想敵国とみなして日清提携路線そのものを批判しているのではないことに注目すべきであろう。要するに、陳宝琛にとつては、内政と外交は一体であり、清国自身の「強弱」こそが問題であつたのである。従つて、第二に、琉球問題を洋務運動との関連において捉える次のような発言に注目したい。陳宝琛は云う。——「我は則ち意を俄事に専らにし、約を定むるの後、未だ撤せざるの防兵を擁し、將に成らんとするの戦艦を待ち、声を先にし実を後にして日本と相い持し、如し日人徳を度り力を量り、琉球を復し旧約を守るを願わば、是れ戦わずして人を屈するなり。如しそれ応じざれば、関を閉し市を絶ちて以て之を苦しめ、：此の如くするも猶お応じざれば、則ち義に仗りて進み、討ちて以て之を創つくべし。三五年の後、我が兵益々精しく、我が器益々備われば、琉球を回復するを以て名と為し、中外に宣示し、沿海の各鎮より路を分ちて並び進み、隙に抵り瑕を攻め、師数々出て日本必ず（一五）（手を）挙げん。此れ、中国自強の権輿にして洋務を転換するの關鍵なり」と。ここでは、琉球問題が清国の自強Ⅱ洋務運動を推進する子として位置づけられているのである。

第三に、陳宝琛の見解と李鴻章のその類似性に注目したい。清国への割譲予定の南部二島について、陳宝琛は次の如く言う。——「割く所の南島は皆不

毛の地なり。置きて甌脱と為さば、則ち帰するも帰せざるが如し。若し用いて以て向氏の苗裔を分封するとも、則ち貧にして存する能わず。險の守るべきなし。他日、必ず仍って日本の吞併する所と為らん」と。この指摘は、李鴻章の總理衙門あて書函（十月十九日付）の文言とほとんど同趣旨である。陳宝は南島についての情報を誰から入手したのであろうか。恐らく李鴻章から入手したものと思われる。また、陳宝琛の上奏が總理衙門の上奏と同じ日に提出されたのも単なる偶然ではなく、陳宝琛と李鴻章と總理衙門の間で、なんらかの水面下の打ち合せが行われたことを推測せしめる。蓋し、陳宝琛は上奏文の結びにおいて、「伏して乞うらくは、一面勛もて總理衙門に下し、日本使臣と暫く議を定むるを遅らせ、一面臣が疏を將て密かに李鴻章・左宗棠等に寄り、詳議して以聞せしめられんことを」と要請しているからである。

陳宝琛のこの上奏を受け取った清国朝廷は、まず惇親王奕諒等に検討を命じたところ、惇親王等は「總理衙門の奏する所に照らして弁理すべし」と覆奏したので、そのまま「允准」したという。ところが、条約調印予定日の三日後（十一月三日）に、今度は左庶子の張之洞が調印延期論を上奏した。張之洞は日清間の正式交渉開始の直前に、聯日孤俄論の見地から「球案速結」を主張していたにもかかわらず、調印予定日の三日後に突然豹変し、「琉案延期」を要請する上奏文を提出するにいたったのである。上奏文において張之洞は、「若し球案妥結すれば、寥寥たる荒島に即え向氏を復封するとも終に自ら存し難し」と指摘して李鴻章・陳宝琛の見解を支持し、さらに「臣が争う所は琉球の存亡

にあらず、計る所は乃ち國家の利害なり」といふ観点から、「仰ぎて廟謨の裁断を懸う。商務を將てその弊なき者を択びて允行し、球案は抽出して緩弁せられよ。もし聖意決せざれば、即ち李鴻章・左宗棠に飭して速かに議して具奏せしめられんことを望む」と提案している。

張之洞の提案を受けて、調印予定日を六日も経過した十一月六日に、「現に張之洞の奏に拠るに、商務は允すべきも、球案は宜しく結を緩らすべしとあり。また惇親王等の奏を経たるに、日本は俄と相い結び、また閩浙と相い近きを以て、若し更に成局を動かさば、日人は必ずしも心に甘んじざるべし等の語あり。李鴻章に着して全局を統籌し、迅速に覆奏せしめよ」との上諭が下された。

かくて、決定的な発言力をもつ李鴻章の登場となる。十一月十一日、李鴻章は長文の上奏文を提出し、陳宝琛の上奏文を敷衍しつつ、「支展の法」へ引き延ばし戦術を提案した。李鴻章のこの上奏文について注目しておきたいことは、次の点である。第一に、李鴻章自身、八月二十八日付の総理衙門あて書函において、「中国若し球地を分つも、収管に便ならざれば、只之を球人に還すべし。即ち代わりて日本の為に計算するも、此れを捨て別に結局の法なし」と琉球二分割案受け入れを主張した事実を公然と認め、「この時尚お未だ南島の枯瘠なるを知らざりしなり」と弁解しながら、「在津の琉球官向徳宏に伝詢して始めて、中島の物産は較多く、南島は貧瘠僻隘にして自立し能わざるを知り、総理衙門へ交渉妥結の延期を要請した事実を指摘していることである。第二に、李鴻章は①分島改約案を不可とし、②「たとえ改約を議せずして僅かに我に分

つに南島を以てするも^(二七)、清国は「進退兩難」に陥ることを恐れ、③旧琉球王国の復活（尚泰の釈放・中南両島の返還）と改約の取引きならば、「その利害尚お相い抵するに足れば、或は可ならん^(二八)」と指摘していることである。

第三に、「夫れ、俄と日本とは強弱の勢い相い去ること百倍、若し理の曲直を論ずれば、日本の我を侮るは尤も甚だしきと為す^(二九)」と指摘して、対露警戒心よりも対日不信感をより強く表明しているように見えるけれども、李鴻章の本音は「洋務愈々多くして弁じ難く、外侮迭も至りて窮まらざる」の秋に当り、洋務運動を推進し海防を強化するために、より多くの予算支出を要求したいという点にあつたことである。従つて、「数年の後、船械齊集し、水師鍊成し、声威既に壯となれば、たとえ必ずしも海を跨えて遠征せざるも、未だ始めよりその具なくんば^(三〇)」と指摘しているように、洋務運動による海防の充実を前提としながらも、李鴻章は必ずしも日本遠征を考えていたわけではなく、また「日本人も未だ必ずしも遽に敢えて決裂せず^(三一)」と予想していたのである。

第四に、「今、則ち俄事方に殷んにして、中国の力は暫く兼顧し難し。但、日人は要求する所多く、之を允せば則ち大いにその損を受け、之を拒めば則ち多く一敵を樹つ。惟だ延宕の一法を用いるありて最も相宜しきと為すのみ^(三二)」という指摘に注目したい。李鴻章は調印予定日を十日も過ぎた十一月十一日の時点でも、伊犁問題をめぐる清露関係はまさに緊張のただ中にあると認識していたからこそ、「延宕の法」つまり調印引き延ばし戦術を採用すべしと主張しているのであつて、条約案の締結後に清露関係が急に緩和の方向へ向いつつあ

るとは認識していなかったのである。換言すれば、李鴻章は清露関係が緊張しているために分島改約案を締結する必要があるとは考えていなかったばかりでなく、清露関係の緊張が急に緩和したために分島改約案の調印引き延ばしが必要であるとも考えていなかったのである。^(三三)当面、亡命琉球人^(三三)向徳宏の泣訴に応え、宗主国としての義務を尽くすための方策を模索することこそ、李鴻章の課題であった。

李鴻章の上奏は清国内の論調を調印延期・再交渉の方向へリードする上で決定的な役割を果たすわけであるが、清国政府内部ではなお多くの論議が交わされ、最終的に決定しかねていたようである。李鴻章上奏から一週間後の十一月十八日、「此の事（分島改約案調印問題）は全局に關繫すれば、自ずから應に博く訪ね周く諮り、以て妥協を期すべし。劉坤一・何璟・張樹声・吳元炳・譚鍾麟・勒方鏞・裕寬に著して心を悉して妥議せしめ、切実に陳奏せしめよ^(三四)」との上諭が下され、また、總理衙門から宍戸全權大使あての調印延期事由説明の照会において、「擬結せる琉球一案の各摺片は、南北洋大臣等に着して妥議具奏せしむ。覆奏到るの日を俟ちて、再び諭旨を降さん^(三五)」との上諭が引用されている。かくて、条約調印の可否は李鴻章の上奏によっても決着せず、さらに関係地方長官の覆奏を検討した上で決定されることとなった。まず同年十一月二十八日、江蘇巡撫の吳元炳は陳宝琛の「持論は正大」とし、李鴻章の「支展の説」を「老謀深算にして萬全に出づ」と評価する立場から、「倭の俄を助くると助けざるとは、中俄の戦を言うと言わざるとに在り。球案の結不結、約の改不改

とは均しく渉る無し。若し恫喝の游談に震懾し、藉りて案を結び約を改め、以て交歓せんと欲すれば、これ正にその要挾の計に墮ちて、二島僅かに存するも球祀継かず、利益已に霑うも後悔及ぶなし。臣、未だその可なるを見ざるなり^(三六)と分島改約案反對論を上奏し、陳宝琛・李鴻章の「支展の法」を支持した。

ところが、二日後の十一月三十日、两江總督・南洋大臣の劉坤一は、「球案は宜しく速かに議結し、日約は宜しく慎重に維持を図るべし^(三七)」と上奏し、そのなかで高麗・越南・緬甸などの防衛上の重要性を強調しながら、「琉球に至っては、則ち高麗・越南等の国と迥に別る。琉球の中国に臣事すること數百年、朝貢はその恭順を極め、風に嚮き化を慕い、誠に嘉すべきに属す。然れども中国とは遠く大洋を隔て、得失は痛癢に関わるなし。且つ琉球の中国に臣たるは、祇わが声靈を假るのみにして、琉球の日本に臣たるは、實にその号令を奉じ、平日、端なくして剥削せられ、故なくして拘囚せらるるも、一に日本の為す所に任せ、琉球は未だかつて中国に赴きて訴えず、中国また未だかつて過問せず^(三八)」と指摘し、①琉球は清国にとって防衛上の重要性がないこと、②琉球は事実上日本の支配下にあるにもかかわらず、一度も清国に救援を訴えたことがないことを理由に挙げて、依然として琉球放棄論に近い立場から「球案速結」を主張している。劉坤一の主張は、分島改約案の妥結以前も以後も一貫して変わらなかつたわけである。

劉坤一の主張を支持したのは浙江巡撫の譚鐘麟であつた。同年十二月七日、譚鐘麟もまた「球案は宜しく速かに弁結すべし^(三九)」と上奏し、そのなかで「此の

修約の時に趁んで、（日本）と球を存するの策を商し、彼よく中島を還し、その故国を復さば、固より球人の幸いにして、否らざれば則ち暫く南島を以て球王棲息の地と為すべし」と提案している。

劉坤一・譚鐘麟の調印賛成論に対して、調印反対・延期論に加わったのは、両広総督の張樹声、廣東巡撫の裕寛であった。同年十二月二十六日、張樹声・裕寛は連名で「球案は必ずしも急ぎて議結せざるべく、日約は未だ牽連するに便ならざれば、宜しく允（調印）を緩らせ、以て弊なきを求むべし」と上奏し、「日本は俄事の転移を為すを視るも、俄局果して変ずれば、俄は必ず球案既に結ぶに因りて信義を顧惜せず、俄釁開かざれば、倭はまた未だ必ずしも球案結ばざるに因りて遂に戒心を起さず」と指摘している。

張樹声・裕寛に続いて、陳宝琛・李鴻章の分島改約案反対・調印延期論を支持したのは、福建將軍の穆圖善、閩浙總督何璟、福建巡撫の勒方鐸であった。同年十二月二十七日、穆圖善らは連名で「球案と商約は宜しく分別して定結すべし」と上奏し、そのなかで「倭の俄を助くると否とは、義もて禁じ恩もて結び能うところには非ず。今、琉球南部二島は以て向氏に還すも、国を立て自存するに足らず。我もし成を遣り官を置けば、唯に費用費られざるのみならず、且つ徒に倭人と謗を分たん。是れ即ち分ちて中国に帰するは、尤も宜しきにあらざるに属す。要むる所の均霑の利益の一層に至っては、商務に於て原より礙げなき能わず。直隸總督臣李鴻章の陳ぶる所の支展の法は、自ずからまた深意を具有せり」と指摘して、李鴻章の「支展の法」を支持した。

正式交渉妥結後の清国内の調印可否論争は、総理衙門（恭親王奕訢）・倅親王奕諒・劉坤一・譚鍾麟らの調印賛成派と陳宝琛・李鴻章・吳元炳・張樹声・裕寬・穆函善・何璟・勒方鈞らの調印反対に延期派の間で激しく展開され、翌一八八一年に持ち越されることとなる。この間、琉球分割の危機に直面した亡命琉球人たちは、清国内の論調の帰趨にどのように関わりあったのであろうか。

註

- (一) (二) 「総署奏日本廢琉球一案已商議弁結摺」『清季外交史料』卷二十三、一五頁。
- (三) 「清季外交史料」卷二十三、一六〇—一七頁。
- (四) 「総署奏琉球南島名属華実属日不定議無以善後片」『清季外交史料』卷二十三、一七頁。
- (五) 「右庶子陳宝琛奏琉球案日約不宜遽訂摺」『清季外交史料』卷二十三、一九頁。『日本外交文書』明治年間追補第一冊、二五二頁。以下、『日本外交文書』追補一という。
- (六) 「清季外交史料」卷二十三、一九〇—二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五二頁。
- (七) (八) 「清季外交史料」卷二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五三頁。

- (九) (一〇) 『清季外交史料』卷二十三、二二頁。『日本外交文書』追補一、二五四～二五五頁。
- (一一) (一二) 『清季外交史料』卷二十三、二一～二二頁。『日本外交文書』追補一、二五五頁。
- (一三) (一四) 『清季外交史料』卷二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五三頁。
- (一五) 『清季外交史料』卷二十三、二二頁。『日本外交文書』追補一、二五五～二五六頁。
- (一六) 『清季外交史料』卷二十三、二〇頁。『日本外交文書』追補一、二五二頁。
- (一七) 『清季外交史料』卷二十三、二二頁。『日本外交文書』追補一、二五六頁。
- (一八) 「直督李鴻章奏日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩允摺」『清季外交史料』卷二十四、三頁。『日本外交文書』追補一、二五六頁。
- (一九) (二〇) (二一) 「左庶子張之洞奏琉球案宜審緩急摺」『清季外交史料』卷二十四、一～二頁。
- (二二) 朱壽朋編・張靜廬等校点『光緒朝東華錄』第一冊、九九二頁。以下、
- 『光緒朝東華錄』一と一う。
- (二三) 「妥議球案摺」『李全集』奏稿、卷三九、一～五頁。『交涉史料』卷二、一四～一七頁。

(二四) (二五) (二六) (二七) (二八) (二九) (三〇) (三一) (三二)
「直督李鴻章奏日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩允摺」『清季外交史料』卷二
十四、三〇八頁。

(三三) 事實、李鴻章上奏の三日後(十一月十四日)には、「俄国、約を議するも期限を展さんことを請う。その意、測り回ければ、着して時に及んで布置し、敵密に備防せしめよ」との上諭が各督撫に下されている(『清季外交史料』卷二十四、八頁)。

(三四) 「軍機処寄两江總督劉坤一等上諭」『交渉史料』卷二、一七頁。

(三五) 『琉球所屬問題』『沖縄県史』⑤、二七四頁。なお、總理衙門の照会に引用されている上諭の日付は「光緒六年十月十四日(一八八〇年十一月十六日)となっており、劉坤一・何璟らに下された上諭の二日前ということになる。しかし、總理衙門の引用している上諭は、清国側の文献では、いまのところ確認できない。また、引用の上諭が實在するとすれば、南洋大臣劉坤一に対しては、十一月十六日と十一月十八日に同じ内容の上諭が二回下されたことになり、やや不可解である。北洋大臣李鴻章はすでに十一月十一日上奏しており、十一月十六日の上諭以後の上奏は見あたらぬ。とすると、總理衙門は上諭を偽造して穴戸全権公使へ伝えたのであろうか。

(三六) 「江蘇巡撫吳元炳覆奏球案日約可徐函摺」『交渉史料』卷二、一七〇一八頁。

(三七) (三八) 「江督劉坤一奏球案宜速結日約宜慎重函摺」『清季外交史

料』卷二十四、一五〇一九頁。

(三九) (四〇) 「浙江巡撫譚鐘麟覆奏球案宜速弁結摺」 『交渉史料』卷二、二一〇二二頁。『清季外交史料』卷二十四、二二〇二三頁。但し譚鐘麟の上奏の日付は、後者においては「光緒六年十一月十六日(一八八〇年十二月十七日)」となっている。

(四一) (四二) 「兩広総督張樹声等覆奏球案不必与改約併議摺」 『交渉史料』

卷二、二三〇二四頁。『清季外交史料』卷二十四、二四〇二七頁。

(四三) (四四) 「穆爾善等覆奏球案与商約宜分別定結摺」 『交渉史料』卷二、二五〇二六頁。

四、林世功の自刃と分島案の流産

李鴻章が調印延期に「支展の法」を上奏した一八八〇年十一月十一日から、劉坤一をはじめとする沿海諸省の地方当局へ調印可否を諮問する上諭が下された同年十一月十八日までの一週間、亡命琉球人たちは上諭の下るのを固唾を飲んで待ち受けていたものと思われるが、上諭が下ったその日(十一月十八日)、北京滞在中の毛精長・蔡大鼎・林世功の三名は連名で次のような請願書を総理衙門へ提出した。

「竊に、(毛精)長等、都(北京)に入りて以来、疊次轄下に冒叩し、救援を稟請し、節經憲諭あるを奉じたるに、妥よく弁理を為さん等の因あり。惟だ

是れ、仰ぎ候ちて一載（一年）を逾ゆるも、何の弁法を作すやは尚お未だ諭示を蒙らざれば、実に深く焦急せり。惻念するに、敵国主および世子は、倭に脅迫せられ、流離播越して今に二年なり。天朝の救（援）を仰ぎ望むこと、日一日より甚だしく、艱楚万状にして惨ましくも言うに忍びず。且つ、国人に至つても亦、なお其の（暴）戻（悪）虐に苦しみ、皆、命に堪へず。切齒して仇を同じくし、搔を待つこと孔だ殷んなり。（毛精）長等、夙夜憂惶し、万分迫切たり。惟だ王爺および大人、前由を洞察せられ、（北）京に駐るの倭使に伝習し、之に諭するに大義を以てし、之を威（圧）するに声靈を以てし、妥よく速かに籌弁するを俯准せられ、我が君主を還さしめ、我が国都を復さしめられんことを泣懇するあるのみ。

日清兩國の全權代表が分島改約案を妥結し、清国内で調印可否論争が展開されつつある事実を、毛精長らがすでにキャッチしていたのかどうか、この請願書の文面の限りでは明かではない。しかし、毛精長らはすでに日清間の正式交渉が展開されつつあった九月二十八日に、分島案（琉球二分割案）に断固反対する請願書を提出していたという事実^{（一）}あるいは調印可否を諮問する上諭が下されたその日に、北京駐在の日本公使（宍戸）との再交渉を要請する前掲請願書が提出されているという事実によって、毛精長らは分島改約案をめぐる清国内の動向を、ある程度キャッチしていたことが窺える。分島案断固反対の意思を表明したにもかかわらず、総理衙門が分島改約案を妥結してしまったことに、毛精長らは「深い焦急」の情と「万分迫切たる」一切迫感を表明せざるをえなか

ったのであろう。この請願書を受理した総理衙門は、分島改約案をめぐる清国内の状況を直接毛精長らに説明したはずであるから、毛精長らの切迫感はさらに増幅され、分島案の調印を阻止するためには、なお決定的な行動が必要とされていると判断したものと思われる。

かくて、毛精長らが総理衙門を訪れて前掲請願書を提出した翌々日（十一月二十日）、林世功は単独で総理衙門あてに次のような決死の請願書を認めた。

「琉球国の陳情通事林世功、謹みて稟し、一死を以て天恩を泣請し、迅かに國主を救ひ國土を存せらるるを賜り、以て臣節を全うせんが事の為にす。竊に功、主辱められ國亡ぶに因り、已に客歳（光緒五年）九月、前進貢正使耳目官毛精長等に随同し、改装して都（北京）に入り、疊次憲轅に匍叩し、号して救（援）を賜はらんことを乞ひて各々案に在り。惟だ是れ、何の弁法を作すやは、尚お未だ諭示を蒙らざれば、昕夕焦灼し、寢饋俱に廢す。泣念すらく、功、國主の命を奉じ、閭に抵り危急を告げてより已に三年を歴る。凶らずも、敵國、慘憺として日本人の益々鷓張を肆にするに遭う。一は則ち宗社廢墟と成り、二は則ち國主・世子執われて東京へ行く。繼いで則ち百姓は其の毒虐を受く。皆、功が痛哭して救（援）を請う能わざるに因りて致す所なり。已に死するも余罪あるに屬す。然れども、國主未だ返らず、世子拘留せらるれば、なお恥を雪ぎて以て生存を凶らんと期し、未だ敢へて軀を捐てて以て責を塞がざるなり。今、北京に晋みて守候し、又一載を逾ゆるも、仍お復た未だ事を濟す克はず。何を以てか臣たらんや。計るに、惟だ死を以て王爺および大臣に泣請するあるのみ。

情に拠りて具題するを俯准せられ、北京に駐るの倭使に伝召し、之に諭すに大義を以てし、之を威（圧）するに声靈を以てし、妥よく籌弁を為し、我が君主を還さしめ、我が国都を復さしめられよ。以て臣節を全うせしむれば、則ち功は死すとも憾みなし。謹みて稟す。^(三)

琉球救国の大義に殉じる決意を表明したこの請願書を認めるや、林世功は十一月二十日の「辰の刻」（午前八時）に、遂に自刃し果てた。同志の一人・蔡大鼎は林世功の自刃を總理衙門へ報告するとともに、林世功の認めた前掲請願書を提出した。^(四)しかし、總理衙門が受理したかどうかは、明かではない。

林世功の前掲請願書には、琉球救国の大義に殉ずる決意が表明されているけれども、分島改約案については一言の言及もなく、従って分島案の妥結に同意した總理衙門への抗議の意思が表明されているわけでもない。とはいえ、琉球救国の大義のために自刃した林世功の殉義行為自体、客観的には、「亡国と異なるなき」分島案を議定した日清兩國への抗議の意思の表明であった。^(五)林世功が前掲請願書において抗議の意思をストレーイトに表明しなかったのは、清国亡命中の同志たちの立場を配慮しないわけにはいかなかったからである。^(六)この間の事情は、林世功が書き残した同志たちへの遺言書のなかに、次のように認められている。

「此の稟（總理衙門宛請願書）は並へて人と牽渉するの語なければ、運すると雖も妨げなし。諸公の裁奪施行せられんことを祈る。もし事を補助するなしと曰わば、必ずしも投遞せざるべし。則ち功、また之をいかんともする末し。

然りと雖も、其の事後に遷棄して有名無実たるよりは、曷んぞ事前に死を以て救を請ひ、以て臣節を全うするに若ざらんや。再び、功謂へらく、国主の命を奉じて危急を告げて茲に五載、乃ち上は君を救う能わず、下は都を存する能わざれば、何を以てか国主の命に覆し、何を以てか国人に対えん。世子もし父王を問わば、又将何を以てか対と為さん。此れ、功が生命を捐てて救を請う所以なり。伏して諸公に望む。其の愚を憐れみ、其の罪を宥さるれば、是れ、荷じけなし。命に臨みて痛哭す。^{六七}

殉義を決意した林世功の本音は、むしろ同志たちへのこの遺言書に明示されている。林世功は「事後」すなわち分島改約案の調印・批准以後に、無駄な請願書を提出するよりも、「事前」すなわち調印・批准以前に、決死の請願を試み、臣節を全うすることが必要であると考えたのである。換言すれば、分島改約案の調印・批准以後には、いかなる救国運動も「有名無実」となり、亡国の琉球を回復しうる可能性はなくなると判断した林世功は、回転の奇策として、調印・批准以前の決死の請願に賭けたのである。林世功の決死の請願に、総理衙門がどれほど心を動かされたのかは明かでないが、清国当局は「此れ誠に忠臣にして、実に憫む可きに属す」と評し、白銀二百両を与え、張家湾に丁重に葬らせた^{六七}という。

自刃し果てた林世功の決死の請願書が蔡大鼎によって総理衙門へ提出されたその日（十一月二十日）、日本側の宍戸全権公使らも総理衙門を訪れ、沈桂芬・王文韶らの各大臣たちに即時調印を迫り、清国側の態度を、「全く談判中交

セシムヘキ御見込ニテ即チ御不好意思ニ出候事」とか、「彼此相考候得バ、全ク中変ノ御趣意ヨリ詞ヲ被托候事」と詰責した。^(九)亡命琉球人と宍戸公使の双方から全く相い反する要求を突きつけられた総理衙門の各大臣たちは、進退両難に陥って苦慮し、宍戸公使に対しては「先頃中ヨリ商弁候処ハ、我々共ハ徹頭徹尾同一意ニ候」とか「我々共於テハ決テ中変ノ見込ハ無之候」とか「中変候トノ御疑念ハ御無用ニ候」などと答え、一旦妥結した分島改約案の条文を「中変」する積もりのないことを強調しつつも、南北洋大臣の覆奏後の上諭を待つべしとして、宍戸公使の即時調印の要求を回避し続けた。^(一〇)

清国側の「中変」の意図を見抜いた宍戸公使は、三日後の十一月二十三日、総理衙門へ照会し、「貴王大臣は該案（分島改約案）に於て更端相商する所あらんと欲するも、本大臣は実に預聞するを願わざるなり」と強調して、条約案の再交渉には応じない意思を明示した。続いて十二月二十七日付の照会においても、十日間の期限を付して調印するか否かの回答を迫ったものの、翌年（一八八一年）一月三日、総理衙門は依然として「南北洋大臣等の議覆到齊するは甚だしくは遠からざるべし。一たび論旨を奉有するを俟ちて、如何に弁理するやは自ずから当即に照会を行うべし」と回答するにとどまった。

宍戸公使と総理衙門の間では同様の照会の往復が繰り返されたが、宍戸公使は遂に同年一月十五日「現在、本大臣、^(一四)國に回らんとす。今後、貴國再び前議を提せんと欲するも、また既に及ぶなし」と通告し、翌日、総理衙門を訪れて告別の挨拶をするとともに、「球案ニ付テハ本大臣出立後ハ、一切御取合不申

旨言明^(一五)した。この日の会談には、近日中に日本へ赴任予定の新任駐日公使（許景澄）も参加し、「今日ハ南北洋大臣妥議具奏ノ上、成約通可相成候哉否、未タ相分リ不申際ニモ候ヘハ、使事不成ヲ以テ、御復命トハ太早計ニハ有之間敷哉^(一六)」と宍戸の帰国を思いとどまらせようとしたが、宍戸の決意は変わらず、宍戸は遂に同年一月十七日「球案破約ハ清国側ノ責任ナル旨通告^(一七)」一月二十日、北京を出発して帰国の途についた。

この間、清国内の調印可否論争はなお継続中であつて、前述のように、総理衙門を支持する劉坤一・譚鍾麟らの調印賛成論もあつたものの、陳宝琛・李鴻章らの調印延期[〓]再交渉論が大勢を占めつつあつた。一八八一年一月十五日付の総理衙門あて書簡において、李鴻章は「俄事既に已に約を定むれば、彼（日本）固より挟制すべきの処なし。宍戸は即ち暫く回国し、仍お田辺をして署理せしむるも、また是れ虚疑恫喝の慣技にして慮と為すに足るなし。該国、諒に前議中罷するに困りて即ちに兵端を啓く能わず。萬一事あるも、諒は我にあらざれば、また畏れるに足らず^(一九)」と指摘して、総理衙門に「定見」を堅持するよう要請している。

確かに、伊犁問題を交渉中の曾紀澤から「諸事均しく頭緒あり」との電報が届いたのは、前年十二月十四日のこと^(二〇)。一八八一年二月二十四日には、清露両国は正式にペテルスブルグ条約に調印^(二一)しているの、日露提携の可能性はほとんどなくなっている。ペテルスブルグ条約の調印の日に、左宗棠は北京へ到り、翌日覲見、二月二十七日には軍機処および総理衙門の事務に参画すること

を命ぜられた。^(二二二) このニュースは亡命琉球人たちをも勇気づけたようで、蔡大鼎はその日記に「左中堂（左宗棠）の声名、遠く四夷に聞え、象を畏れざる者なし。故に俄国と伊犁の事は皆平治に帰す。乃ち正月念八日、聖旨降来するあり」と記述して上諭を引用した後、「然らば則ち本國（琉球）の復興は蔡にも知るべからざらんや。洵に天に歡び地に喜ぶ者なり」と欣喜雀躍している。^(二二三) 蔡大鼎はまた「（光緒七年）二月初二日（一八八一年三月一日）、予事務あり。乃ち左中堂の処に上る」とも記述しており、左宗棠に対して直接に琉球救國を訴えたものと思われる。

伊犁問題の決着による情勢の変化と蔡大鼎ら亡命琉球人の請願を踏まえ、これまで条約調印可否論争をも総括的に検討した左宗棠は、同年三月三日に「琉球案を弁理するの説帖」を上奏した。「説帖」のなかで、左宗棠は「琉球を^(二二四)して速やかに復せしめ、邦人をして所を得せしむれば、中国また何をか求めん」といい、あるいは「（琉球の）南部、名は十六島と雖も、周圍三百里に及ばず、地瘠せ産微く、^(二二五)以て琉球に異うるも、何んぞ立足する能わん。復球の案は擬結する能わず」と指摘しつつ、全体として、伊犁事件の解決により日本に譲歩せしむる可能性もあるので、調印できない理由を明示するとともに、沿海の防備を嚴重にして事態を静観すべしと提案している。左宗棠の「説帖」が提出された日の翌々日（三月五日）、次のような上諭が下された。

「總理衙門の奏せる球案を擬弁するの一摺に、商務は一体に均霑すとあり。日本との約章（日清修好条規）には無き所たり。今、西國との約章を援照して

弁理せんとするは、尚お必ずしも行うべからざるには非ず。惟だ、此の議は球案より起こり、中国は球を存するを以て重と為す。若し議する所の如く、兩島を画分すれば、中国の球を存するの意に於て、未だ妥善に臻らず。總理衙門王大臣に著して、再び日本使臣と心を悉して妥商せしめよ。琉案妥結すれば、商務は自ずから議し行わるべし。^(ニ七)

要するに、商務（改約案）は必ずしも承認できないことはない。これはないけれども、球案（分島案）は琉球を存続させるのに「妥善」でない。日本と再交渉せよ、というわけである。ここに、琉球分島改約案はひとまず流産を宣告された。しかも、清国内では、再交渉を命じた上諭とともに、「該國（日本）、求むる所を遂げざれば、尤も端を藉りて要挾するの情事なきを保し難し。所有る沿海各省の防備は、自ずから応に敵に戒備を行うべし^(ニ八)」との上諭も下された。光緒七年二月十日（一八八一年三月九日）付の京報に沿海各省の軍事訓練の査察を指示する上諭が掲載されているのを知った蔡大鼎は、「謹みて按ずるに、此の事、専ら敵國を保護するの至意より出づべし。此れ、豈に是れ林子斂（林世功）の（決）死の稟の力にあらざらんや^(ニ九)」と記録して、林世功の決死の請願が奏功したものと受け止めている。

註

（一）東恩納文庫所蔵『北京投稟抄』。拙稿「琉球救國請願書集成（一）」『琉球大学教育学部紀要』三十集、一〇八―一一〇頁。

- (二) 前掲拙稿、『琉球大学教育学部紀要』三十集、一〇六―一〇八頁。
 (三) (四) 『北京投稟抄』。東恩納寛惇『尚泰侯実録』四二八頁。蔡大鼎『北上雜記』卷一、一八―二〇頁。前掲拙稿、『琉球大学教育学部紀要』三十集、一一〇―一一二頁。

(五) 拙稿「琉臣殉義事件考——林世功の自刃とその周辺——」『球陽論叢』参照。

(六) 清国亡命の琉球人たちは、清国政府の庇護のもとで亡命生活を余儀なくされていたので、清国政府の意向に反して公然と活動するわけにはいかなかった。林世功の一年忌を記念して蔡大鼎は次のように記録している。——「光緒七年。歳は辛巳に在り。十月十有八日、乃ち先だちたる子斂(林世功)の一周祀の日なり。(もと、擬して二十日を揀び、男錫書(蔡大鼎の長男・蔡錫書)に着して墓に上りて拈香せしめんとするも、第、密寓に便ならざる者あれば、暫く停止を行う)。其の逝くこと昨日の猶し。哀痛迫切たり」(「先子斂一周祀日記」『北上雜記』)と。

- (七) 蔡大鼎『北上雜記』卷一、一九―二〇頁。
 (八) 『林子斂諱世功在京辞世記』『北上雜記』卷一、一七―一八頁。
 (九) (一〇) (一一) 『日本外交文書』第十九卷、二三三―二三八頁。
 (一二) 『日本外交文書』第十三卷、三八八頁。
 (一三) 『日本外交文書』第十四卷、二七一頁。
 (一四) 『日本外交文書』第十四卷、二七五頁。

- (一五) (一六) 『日本外交文書』第十四卷、二七八頁。
- (一七) 『日本外交文書』第十四卷、二八三～二八四頁。
- (一八) 『日本外交年表並主要文書』上、八九頁。
- (一九) 「俄約已定兼論球案」『李全集』訳署、卷十一、四五～四六頁。
- (二〇) 『史事日誌』第一冊、六七七頁。
- (二一) (二二) 『史事日誌』第一冊、六八一頁。
- (二三) (二四) 『北上雜記』卷二、二二頁、二三頁。
- (二五) (二六) (二七) (二八) 『清季外交史料』卷二十五、七頁、八頁。
- (二九) 『北上雜記』卷二、二五頁。